

小松川信用金庫の現況







これからも

(お客様・職員家族・金庫)

"三者共栄"の

基本姿勢を 貫いてまいります。

会員並びにお取引先の皆様には、平素より当金庫に対しまして格別なご愛顧お引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

未だ新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた 皆様には、心よりお見舞い申し上げます。また感染が一日も 早く収束されると共にロシアによるウクライナ侵攻が終わり ウクライナに平和が訪れることをお祈り申し上げます。

さて、2021年度は、中期経営計画(2019~2021年度)の 最終年度であり、同計画で掲げた3本柱(貸出金利息・コア 業務純益・貸出先数純増)の総仕上げとして事業展開を図り 各々計画目標に対し大きな成果を上げることができました。

当年度は、未だ新型コロナウイルス感染症が収束されない中、地域事業者への課題解決として資金支援および本業支援に取り組み、当金庫の主要業務である貸出金並びに預金残高の増加となりました。

その結果として、収益の柱となる貸出金利息については、 貸出金残高が前期比15億8千6百万円増加したことから事業 計画対比3千8百万円上回り、中期経営計画の最終年度に有 終の美を飾ることが出来ました。

また、コア業務純益についても、貸出金利息の増強および 有価証券運用益の増加等により、3億6千9百万円計上となり 事業計画目標を大幅に上回ることが出来ました。

貸出先数純増については、当年度も未取引先へ新型コロナウイルス緊急支援融資の活用を主に働きかけたことにより、中期経営計画の3年間で336先増加となり、2022年度以降の基盤強化を図ることが出来ました。

当金庫は、今後もコロナ禍の中における地域への円滑な資金供給に努め、地域のお客様の豊かな生活を確保するためにコンサルティング機能を発揮し課題解決に向け各種商品および情報を提供することに取り組み、地域金融機関として地域に貢献してまいります。

決算状況においては、最終年度となった中期経営計画は金庫の将来の経営を安定させるべく、収益性の向上に重点を置き、基幹収益である貸出金利息については、16億1千3百万円を計上いたしました。

また、経常利益は2億4千4百万円となり、当期純利益は、 健全な資産形成を図るべく、有価証券の含み損の資産圧縮 (売却損計上)を行いましたが、最終的に事業計画を上回る1 億9千3百万円の計上となりました。

自己資本比率の算定については、新自己資本比率規制 (バーゼルⅢ)を適用しています。自己資本比率は、国内基 準で4%以上を求められていることに対し、内部留保の積上 げに努めた結果9.35%となりました。

金融環境は、当面の間厳しさが続くと予想されています。 その様な状況下でもお客様に良質なサービスを提供するため には、安定的な収益を確保する必要があり、収益力向上と経



費・コストの削減を同時に進めることが求められます。当金庫では、過年度から収益の根幹となる貸出金残高の増強を図ってきましたが、他行との競合等もあり金利の低下傾向から、足元では残高増加と見合った利息増加には至っていない状況にあります。

当金庫の存在価値発揮のためにも、原点回帰し、お客様の 資産形成に役立つ多様な資金ニーズに応えながらも運転資 金・設備資金といった本来の事業性融資推進を軸に据えて、 事業承継問題や相続対策を含むお客様の悩みや課題に対応い たします。ご高齢者への対応においても一緒に考え、民事信 託、リバースモーゲージ、指定代理人制度(そなえ)等を提 案することでお客様との信頼関係が築かれ、適正金利での貸 出金残高増加を図ることに繋がり、更には「ビジネスモデル の再構築」や「経営の持続可能性」を高めるものと考え取り 組んでまいります。

また、お取引先企業に対する円滑な資金供給に加えて、「コンサルティング機能の強化」、「金融仲介機能の強化」をお客様本位の金融サービスの一環と捉え、より深度ある取り組みを進めてまいります。そのために、人材育成の強化を図り、"人財"とすべく様々な機会・方法を検討し、個々の「コンサルティング能力」向上への実効性の高い取り組みを組織的に推し進めてまいります。

更に、専門性が高く当金庫単独では難しい課題等への対応・解決に向けては、外部専門機関の各種施策の周知・活用を図るとともに、各分野の外部専門家に取引先企業を繋ぐ「金融仲介機能」により、企業のライフステージに応じた適時適切な支援の実践に積極的に取り組んでまいります。

社会のグローバリゼーションが進む中においても"当金庫らしさ"を失わず、創立以来の健全堅実な事業方針を貫き、全役職員が「三者共栄」の基本理念に基づき、三者(お客様・職員家族・金庫)が共に「豊かで潤いのある生活」の実現をめざし、地域の皆様に本気で誠を尽くして相手をいたわり、思いやりながら正確に現状分析し、スピード感を持って判断考動する「至誠即断」(しせいそくだん)の精神で邁進する所存であります。

そして、金庫を存続させて行くために何を残し、何を変えていくのかを考え、何としてでも金庫を残すという強い覚悟と責任感を持って経営を行い、地域から必要とされ、地域のお客様のお役に立てる金融機関を目指してまいります。

何卒今後とも、旧に倍するご支援とご協力を賜りますよう お願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

2022年7月

理事長 髙橋 桂治

Ⅰ 経営理念

当金庫は大正7年11月創業以来、中小企業の発展と国民大衆の 繁栄と豊かな暮らしづくりのお手伝いをモットーに、地域社会の発 展とともに歩んでまいりました。

お客様(会員・取引者)の発展があってこそ小松川信用金庫があり、職員のたゆまざる努力と安定した生活があって当金庫があるという「三者共栄」の基本姿勢を貫いてまいりました。これからも"小松川信用金庫"らしさを大切にし、お客様、職員家族、金庫がお互いに幸せで、そして全てが豊かでうるおいのある生活を実現し、皆様のために一層お役に立てる信用金庫をめざして最善を尽くしてまいります。

Ⅰ 経営方針

信用金庫の特色である協同組織性、地域性、中小企業専門性を 発揮して、国民大衆の幸福と地域社会経済の発展ならびに繁栄に 努めてまいります。そのために、地域諸団体との連携を強化し、地 元住民の生活の向上と地元中小企業の健全なる育成を図ってまい ります。

これらを実現するために、役職員一同は、「**至誠即断」(地域の** 皆様に本気で誠を尽くして相手をいたわり、思いやりながら正確 に現状分析し、スピード感を持って判断考動する)の精神と使命感と緊張感をもって積極的な行動力を発揮し、総力を結集して、信用金庫の「使命共同体」としての役割を確実に果たすよう努力いたします。

▮ 経営姿勢

地域の発展を願い地域の皆様から信頼され お役に立つ金庫をめざし 調和のとれた堅実経営に努めます。

■ 当金庫の概要(2022年3月31日現在)

名 称 小松川信用金庫

(KOMATSUGAWA SHINKIN BANK)

所在地 東京都江戸川区平井6丁目23番23号

設 立 大正7年11月11日

理事長 髙橋 桂治

業 容 預金積金 166,726百万円

貸 出 金 97,337百万円

出 資 金 534百万円 店 鎌 数 10店舗

店舗数 10店舗 会員数 10,039人

役職員数

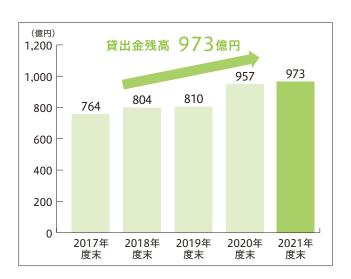
156人

もくじ

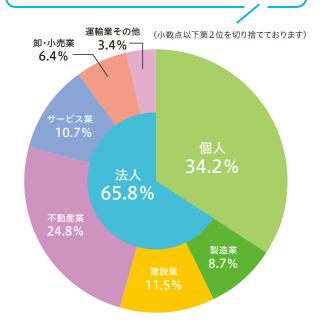
ごあいさつ 2
決算ハイライト4
お客さまへのメッセージ
トピックス8
主な手数料一覧10
総代会の概要11
営業上の重要方針・指針等13
金庫の概況及び組織16
事務所の名称及び所在地17
金庫の主要な事業の内容19
金庫の主要な事業22
金庫の事業の運営28
金庫の直近の 2 事業年度における 財産の状況34
金庫の沿革50
ディスクロージャー開示項目一覧 51

貸出金の推移

貸出金は小口多数を基本に、特定の業種に偏ることなく、さまざまなお客さまの資金需要にお応えしております。



幅広いお客様とお取引



預金の推移

預金は各種キャンペーン商品を豊富に取り揃えることで、 独自性やお客さまにとってのメリットがある商品をご提供 しております。

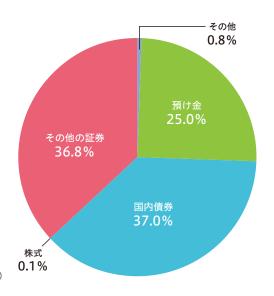


有価証券等の運用

当金庫では、お客さまのご預金をご融資以外に預け金や有価証券で運用しております。

資産・期間・投資タイミングの分散を図るなど運用リスクを抑制しつつ、安定的な利息配当金収入の確保に努めております。

安全性重視で運用

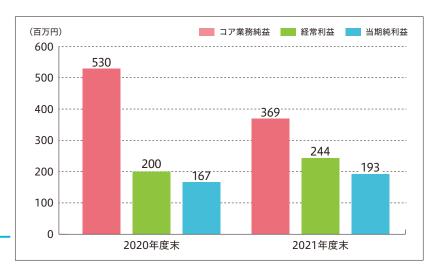


(小数点以下第2位を切り捨てております)

損益の状況

金融機関の収益環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、コア業務純益は369百万円(事業計画比86百万円増加)、経常利益は244百万円(事業計画比45百万円増加)、当期純利益は193百万円(事業計画比50百万円増加)となり、いずれも事業計画を上回る収益を計上することができました。





自己資本の状況

自己資本比率は9.35%であり、信用金庫に求められている国内基準である4%を大きく上回る結果となりました。

自己資本額 8,372百万円 自己資本比率 9.35% 国内基準 **4.00**% (信用金庫等の基準)

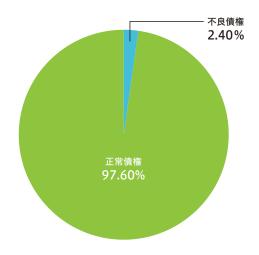


不良債権の状況

信用金庫法及び金融再生法上の不良債権比率は2.40%です。

当金庫は不良債権の未然防止・早期回収に努め、貸出条件変更等にも柔軟な対応を図りながら、資産内容良化に努めています。また、十分な自己資本を保有しているため、不良債権に対する備えは万全です。

不良債権額 23億4千3百万円 不良債権比率 2.40%



(小数点以下第3位を切り捨てております)

SDGsに対する取り組み

● バイオマス配合ビニール袋

お客さまにご利用頂いております「手提げビニール袋」を、石油資源の節約と CO₂削減が図れる、環境省に届出済であるバイオマス配合によるビニール袋へ 変更いたしました。



● 抗菌カルトン(金銭トレー)

従来使用のカルトンを、地球環境にやさしい植物由来成分を使い、アルコール消毒で劣化せず使用後に焼却しても大気中の CO₂が増えないことが特徴であり、新型コロナウイルス感染症対策にも対応した「抗菌カルトン」へ変更いたしました。

現金封筒の再生紙使用

現金封筒を普通紙からCO₂の削減と役目を終えた紙幣の再利用を目的とした再生紙に切り替えております。

●「クールビズ」「ウォームビズ」の実施

地球環境の取組みの一環として、夏季「クールビズ」(5月~10月)および冬季「ウォームビズ」(11月~3月)を実施し、節電や地球温暖化対策に取組んでおります。

新型コロナウイルス感染症への対応

● 当金庫における新型コロナウイルス感染症予防策と営業態勢等について

当金庫では、来店されるお客さまの安心・安全のための感染予防策として、全役職員の検温・マスク着用・消毒の励行はもちろんのこと、店舗窓口における各種予防策(職員による消毒の実施、お客さま向け消毒剤の設置、窓口でのビニールカーテンの設置、待合室でのソーシャルディスタンス確保等)を講じております。

得意先係によるお客さま訪問には、サージカルマスクの着用、携帯用消毒スプレーによる消毒を励行させております。加えて、お客さまのご要望に応じてフェイスシールドの装着による訪問を行っております。

その他、「三密」を回避するため、テレビ会議システムも導入し、万全の 対策を講じております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの中小企業および個人事業者の皆さまの資金繰りが逼迫している中、未取引先を含めた地域事業者の皆さまに対して「円滑な資金提供」と取引先事業者の「資金繰りの改善に向けた貸出条件の変更」にも柔軟にお応えしております。毎月第2土曜日には、本店にて休日融資相談会を実施しております。

2022年3月(土日祝日を除く特定日)には、地域貢献活動の一環として、東京都やJTB、江戸川区とコラボし、約1か月間、JR平井駅北口広場において誰でも無償で受けられる PCR検査を実施しました。

利用者の新型コロナウイルス感染症対応を目的に、空間センサーにより空中に浮いている画面を押すことで取引ができる「新型タッチレス ATM」を導入いたしました。

当金庫は引き続き、感染対策の徹底を図ってまいります。ご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。





商品・サービスのご紹介

地域の方々に資産形成支援を行い、将来安定した生活を送るお手伝いをすべく、民事信託 (相続対策・認知症対策)、 リバースモーゲージ、指定代理人制度、指定代理人制度そなえをご用意しております。詳しくは、お近くの店舗窓口・得 意先係にお問い合わせください。







経営改善支援に対する実践力強化の取組み

● こましんえどがわ創業塾

地域金融機関である我々信用金庫には、コンサルティング機能 と金融仲介機能を十分に発揮することが求められております。お 客さまに寄り添い、地域の皆様の課題や要望に対応していくこと は、当金庫の重要な経営方針の一つであります。

地域における開業率が低迷している中、当金庫は経営改善支援 に対する実践力強化の取組みの一環として、創業支援に積極的に 取り組んでおります。

江戸川区は、国から産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」(地域の創業を促進させるため、市区町村が民間事業者等と連携し創業支援を行う取組み)の認定を受けております。

当金庫は、申請により認定連携創業支援事業者として承認されており、江戸川区と連携し、創業支援のための「こましんえどがわ創業塾」を開催しております。



● 小松川警察より表彰を受ける

【2021年7月20日、8月12日】

振込詐欺の未然防止に貢献した当金庫中平井支店の職員2名が、小松川警察より表彰を受けました。





● 心肺蘇生等の応急手当に係る講習の実施

【2021年11月】

自動体外式除細動器 (AED)の設置台数が着実に増える中、当金庫では、江戸川消防署のご協力のもと、AEDを使える 職員の育成とスキルの維持・管理を目的とした講習会を複数回開催いたしました。





● 葛飾区と江戸川区へ福祉車両を寄贈

【2021年12月24日 (葛飾区)、2022年3月11日 (江戸川区)】

シグマバンクグループ活動の20周年記念事業の一環として、地域への感謝の気持ちを込め、葛飾区と江戸川区へ福祉 車両を寄贈いたしました。





■ JR平井駅北口広場での無償 PCR検査の実施

【2022年3月1日~31日(土日祝日を除く特定日)】

当金庫は、東京都・江戸川区・JTBとコラボし地域貢献活動の一環として約1か月間、JR平井駅北口広場で無償のPCR検査を実施しました。





● 江戸川区社会福祉協議会へ非常食を寄付

【2022年3月3日】

当金庫は地域における福祉の発展に寄与するため、江戸川区社会福祉協議会へ非常食を寄付いたしました。

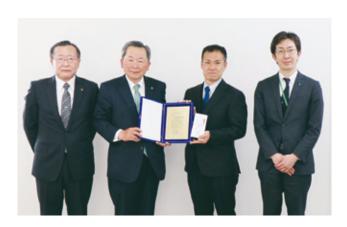




● 優良企業表彰

【2022年3月11日】

東京都信用金庫協会・しんきん協議会・経営者会主催の優良企業表彰で当金庫菅原橋支店のお客様が表彰を受けました。



● 主な手数料一覧(2022年6月末現在(税込み))

(金額単位:円)

	項 目	金額段階別	他金融機関宛	当金庫太支店宛	同一店内宛
	- 7. П	5万円以上	770	440	無料
	窓口扱(得意先)	5万円未満	605	220	無料
		5万円以上	550	330	無料
	自動機(ATM)	5万円未満	385		
				110	無料
	インターネット・	5万円以上	550	330	無料
	バンキング	5万円未満	385	110	無料
内国為替	自 動 送 金	5万円以上	550	330	無料
		5万円未満	385	110	無料
	ホームバンキング	5万円以上	550	330	無料
		5万円未満	385	110	無料
	給与振込(契約先)	5万円以上	220	無料	無料
	12 2200 (2000)	5万円未満	220	無料	無料
	振込組戻手数料			1件につき	1,100
	代金取立手数料			普通扱	660
	10並以立于 00 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			至急扱	880
	取立手形組戻手数料			1件につき	1,100
取 立	取立手形店頭呈示			1件につき	実費
	依頼返却事務手数料			1件につき	1,100
	不渡手形返却手数料			1件につき	1,100
	異議申立事務手数料				5,500
	不動産登録手数料			1件につき	無料
	不動産担保調査手数料			1件につき	55,000
				当所手形1枚	220
	割引手形取扱手数料			他所手形1枚	660
融資関係	貸出条件変更手数料			1件につき	5,500
	住宅ローン全額繰上げ	1件につき	33,000		
	証貸返済予定表再発行	1件につき	無料		
	支払利息証明書発行	1件につき	220		
	又如何总証明音光1]	1#7 - 50#7	+ 76	THIC 72	
		1枚~ 50枚まで 51枚~ 500枚まで			無料
	窓 口 扱	501枚~ 1,000枚まで			330
= #				F00##/年/:	550
一		1,001枚以_			2550円追加
	= # ##	両替カード	51枚~500	300	
	一	L. S. I. Isroim	501枚~1,0	500	
		キャッシュカード利用			無料 (1日1回)
<u> </u>	口硬貨入出金	1枚~50枚			無料 330
	かれた取引は全てを	51枚~500			
合計した	た手数料額となります。	501枚~1,			550
		1,001枚以_	E		550円追加
	小切手用紙発行			1冊 (50枚)	880
	約束手形用紙発行			1冊(25枚)	550
	為替手形用紙発行			1 m () c +/-)	550
				1冊 (25枚)	
用紙代金	自己宛小切手用紙発行			1冊 (25枚)	550
用紙代金					550 3,300
用紙代金	自己宛小切手用紙発行			1枚につき	
用紙代金	自己宛小切手用紙発行マル専口座開設	開設		1枚につき 1口座につき	3,300
用紙代金	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行	開設		1枚につき 1口座につき 1枚につき	3,300 550
用紙代金	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行 ローン・カード発行・			1枚につき1口座につき1枚につき1枚につき	3,300 550 無料
再発行	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行 ローン・カード発行・ 通帳・証書再発行			1枚につき 1口座につき 1枚につき 1枚につき 1冊(枚)	3,300 550 無料 1,100
	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行 ローン・カード発行・「 通帳・証書再発行 キャッシュカード再発			1枚につき 1口座につき 1枚につき 1枚につき 1冊(枚) 1枚につき	3,300 550 無料 1,100 1,100
	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行 ローン・カード発行・「 通帳・証書再発行 キャッシュカード再発行 ローン・カード			1枚につき 1口座につき 1枚につき 1枚につき 1冊(枚) 1枚につき 1枚につき	3,300 550 無料 1,100 1,100
	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行 ローン・カード発行・「 通帳・証書再発行 キャッシュカード再発行 ローン・カード その他カード類再発行 出資証券再発行			1枚につき 1口座につき 1枚につき 1枚につき 1冊(枚) 1枚につき 1枚につき 1枚につき	3,300 550 無料 1,100 1,100 1,100
	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行 ローン・カード発行・! 通帳・証書再発行 キャッシュカード再発・ ローン・カード その他カード類再発行			1枚につき 1口座につき 1枚につき 1枚につき 1冊(枚) 1枚につき 1枚につき 1枚につき 1枚につき	3,300 550 無料 1,100 1,100 1,100 1,100
再発行	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行 ローン・カード発行・「 通帳・証書再発行 キャッシュカード再発 ローン・カード その他カード類再発行 出資証券再発行 半自動型	Ti		1枚につき 1口座につき 1枚につき 1枚につき 1冊(枚) 1枚につき 1枚につき 1枚につき 1枚につき 1枚につき 中型(年額)	3,300 550 無料 1,100 1,100 1,100 1,100 1,100 15,840
	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行 ローン・カード発行・「 通帳・証書再発行 キャッシュカード再発行 ローン・カード その他カード類再発行 出資証券再発行	Ti		1枚につき 1口座につき 1枚につき 1枚につき 1冊(枚) 1枚につき 1枚につき 1枚につき 1枚につき 1枚につき 中型(年額) 小型(年額)	3,300 550 無料 1,100 1,100 1,100 1,100 1,100 15,840 9,240 17,160
再発行	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行 ローン・カード発行・「 通帳・証書再発行 キャッシュカード再発・ ローン・カード その他カード類再発行 出資証券再発行 半自動型 全自動型(市川南支店)	Ti		1枚につき 1口座につき 1枚につき 1枚につき 1冊(枚) 1枚につき 小型(年額) 小型(年額)	3,300 550 無料 1,100 1,100 1,100 1,100 1,100 15,840 9,240 17,160 13,200
再発行	自己宛小切手用紙発行 マル専口座開設 マル専手形発行 ローン・カード発行・「 通帳・証書再発行 キャッシュカード再発 ローン・カード その他カード類再発行 出資証券再発行 半自動型	Ti		1枚につき 1口座につき 1枚につき 1枚につき 1冊(枚) 1枚につき 1枚につき 1枚につき 1枚につき 1枚につき 中型(年額) 小型(年額)	3,300 550 無料 1,100 1,100 1,100 1,100 1,100 15,840 9,240 17,160

	金額			
夜間金庫利用料			年額	26,400
夜間金庫	夜間金庫専用	鞄追加・再発行	1個	3,850
	夜間金庫鍵再	発行	1鍵	実費
残高証明	調査期間が依	頼日から2ヶ月未満の調査	1通	440
	調査期間が依	頼日から2ヶ月以上の調査	1通	1,100
	依頼日から1	カ年未満の調査	1通	550
取引履歴調査	依頼日から1ヵ年以上の調査		1通	1,100
	上記のほか用	記のほか用紙代		44
アンサー利用	料		1口座(年額)	無料
ホームバンキ	ング利用料		1口座(年額)	13,200
テレホンバン	キング利用料(資金移動取引)	1口座(年額)	3,960
インターラッ	トバンキング碁	t 木 利 田 料	法人 (月額)	1,100
1 <i>J y</i>	トハンヤンフを	医华利用科	個人 (月額)	無料
諸会費口座振替事務手数料			1口座(年額)	550
株式払込事務手数料 基本手数料 11,000円+			(払込金額×0.2	5%+消費税)
国債保護預り	手数料		1件(年額)	無料
国債口座管理	手数料		1口座(年額)	無料

	当金庫ATM利用手数料				
		出	金		
項	目	当金庫	他金庫	他金融機関	郵便局
	8:00~ 8:45	無料	110	110	220
平 日	8:45~18:00	無料	無料	110	110
	18:00~20:00	無料	110	220	220
	8:00~ 9:00	無料	110	110	220
土 曜	9:00~14:00	無料	無料	110	110
	14:00~17:00	無料	110	220	220
	8:00~ 9:00	無料	110	110	220
日曜・祝日	9:00~17:00	無料	110	220	220
		入	金		
	8:00~ 8:45	無料	110	220	220
平 目	8:45~18:00	無料	無料	110	110
	18:00~20:00	無料	110	220	220
土曜		入金不可			
日曜・祝日		入金不可			
		項	目		金額
個人情報		話番号、生年月日		左記一括	880
開示関連	取引残高(科目、口座番号、残高)			特定日毎	2,200
115 G. 126 XL	取引の履歴に	関する情報		1枚毎	440
	上記以外の情報				
	上記以外の情	報		1項目毎	1,100
	項	目	ホームページ利用	店頭利用	1,100 書面等の発行
		目 ヶ月あたり)	1,100	店頭利用 1,100	
	基本手数料(1	目	1,100 440	店頭利用 1,100 660	
	項	目 ヶ月あたり) 債務者請求 債権者請求	1,100 440 440	店頭利用 1,100 660 660	
	項 基本手数料(1 発生記録	日 ケ月あたり) 債務者請求	1,100 440	店頭利用 1,100 660	
	基本手数料(1	目 ヶ月あたり) 債務者請求 債権者請求	1,100 440 440	店頭利用 1,100 660 660	
	項 基本手数料(1 発生記録 譲渡記録 分割(譲渡)	目 ヶ月あたり) 債務者請求 債権者請求 当金庫宛	1,100 440 440 440	店頭利用 1,100 660 660 440	書面等の発行 - - - -
	項 基本手数料(1 発生記録 譲渡記録	目 ケ月あたり) 債務者請求 債権者請求 当金庫宛 他行(庫)宛	1,100 440 440 440 440	店頭利用 1,100 660 660 440 660	書面等の発行 - - - -
	項 基本手数料(1 発生記録 譲渡記録 分割(譲渡)	目 ヶ月あたり) 債務者請求 債権者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛	1,100 440 440 440 440 440	店頭利用 1,100 660 660 440 660 440	書面等の発行 - - - -
でんまい	項 基本手数料(1 発生記録 譲渡記録 分割(譲渡) 記録	目 ヶ月あたり) 債務者請求 債権者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛	1,100 440 440 440 440 440 440	店頭利用 1,100 660 660 440 660 440	書面等の発行
でんさい	項 基本手数料(1 発生記録 譲渡記録 分割(譲渡) 記録 変更記録	目 ヶ月あたり) 債務者請求 債権者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛	1,100 440 440 440 440 440 440 220	店頭利用 1,100 660 660 440 660 440 660 220	書面等の発行
でんさい	項 基本手数料(1 発生記録 譲渡記録 分割(譲渡) 記錄 変更記録 保証記録	目 ヶ月あたり) 債務者請求 債権者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛	1,100 440 440 440 440 440 440 220 440	店頭利用 1,100 660 660 440 660 440 660 220 880	書面等の発行
でんさい	項 基本手数料(1 発生記録 涂生記録 分割(譲渡) 記録 変更記録 保証記録 支払等記録	目 ヶ月あたり) 債務者請求 債権者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛	1,100 440 440 440 440 440 220 440	店頭利用 1,100 660 660 440 660 440 660 220 880 1,100	書面等の発行
でんさい	項 基本手数料(1 発生記録 験渡記録 分割(譲渡) 記錄 変更記録 保証記録 支払等記錄 入金	目 ケ月あたり) 債務者請求 債権者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛	1,100 440 440 440 440 440 220 440 440 440	店頭利用 1,100 660 660 440 660 440 660 220 880 1,100	書面等の発行
でんさい	項 基本手数料(1 発生記録 分割(譲渡) 記錄 変更記録 保証記録 支払等記錄 入金	世 ケ月あたり) 債務者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛	1,100 440 440 440 440 440 220 440 440 無料	店頭利用 1,100 660 660 440 660 440 660 220 880 1,100	書面等の発行
でんさい	項 基本手数料(1 発生記録 競渡記録 分割(譲渡) 記錄 変更記録 保証記録 支払等記録 入金 開示(照会) 請求	世 ケ月あたり) 債務者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛	1,100 440 440 440 440 440 220 440 440 無料 165	店頭利用 1,100 660 660 440 660 220 880 1,100 無料	書面等の発行
でんさい	項基本手数料(1 発生記録 譲渡記録 分割(譲渡) 記録 変更記録 保証記録 支払等記録 入金 開示(照会) 請求	世 ケ月あたり) 債務者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛	1,100 440 440 440 440 440 220 440 440 無料 165	店頭利用 1,100 660 660 440 660 220 880 1,100 無料 —	書面等の発行
でんさい	項基本手数料(1 発生記録 接度記録 分割(譲渡) 記錄 変更記録 保証記録 支払等記録 入金 開示(照会) 請求 訂正・回復手	世 ケ月あたり) 債務者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛 当のでは 一ので 一のでは	1,100 440 440 440 440 440 220 440 440 無料 165	店頭利用 1,100 660 660 440 660 220 880 1,100 無料 ——————————————————————————————————	書面等の発行
でんさい	項基本手数料(1 発生記録 接渡記録 分割(譲渡) 記録 変更記録 支払等記録 入金 開示(照会) 請正・回復手 支払不能通知 支払不能通知	世 ケ月あたり) 債務者書 ままます。 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫明示 特例開示 数料の訂正 の取消 照会	1,100 440 440 440 440 440 220 440 無料 165 - 165	店頭利用 1,100 660 660 440 660 220 880 1,100 無料 - 2,200 2,200	書面等の発行
でんさい	項基本手数料(1 発生記録 分割(譲渡) 記錄 变更記録 支払等記録 入金 開示(照会) 訂正·回能通知 支払不能通知 支払不能情報	世 ケ月あたり) 債務者請求 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫宛 他行(庫)宛 当金庫の のででである。 他行(庫)ののでは、 特例開示 数ののでは、 数ののでは、 数ののでは、 のでは、 のでは、	1,100 440 440 440 440 440 220 440 無料 165 - 165	店頭利用 1,100 660 660 440 660 220 880 1,100 無料 2,200 2,200 2,200 330	書面等の発行 1,100 4,400

①総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

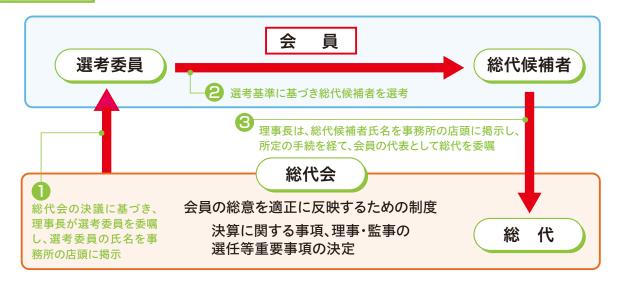
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する 最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が 当金庫の経営に反映されるよう、会員の皆様の中から適正な手続きにより選任された総 代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。



総代会のしくみ

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

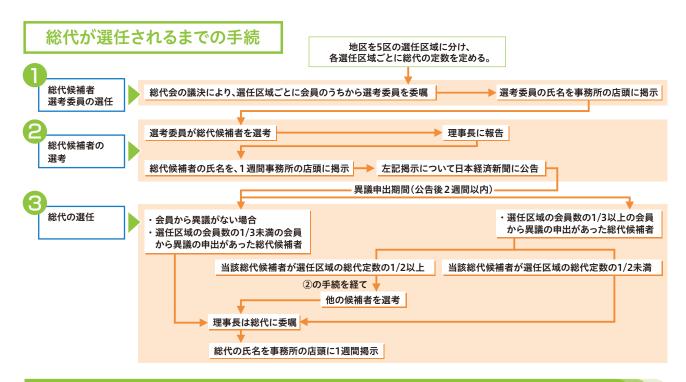


②総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
 - ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は50人以上60人以内で、会員数に応じて5区域の選任区域ごとに定めております。 なお、2022年6月30日現在の総代数は60人です。
- (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意をこましんの経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の 選考は、総代候補者選考基準の要件を参考として、次の3つの手続きを経て選任されます。

- (1)会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)
- <参考>総代候補者選考基準
 - ①資格要件
 - ア. こましんの会員であること。
 - ②適格要件
 - ア. 人格・識見に優れ、総代として相応しい人。
 - イ. 地域において信望の厚い人。
 - ウ. 地元での居住年数が長く、人縁・地縁関係が多い人。
 - エ. 地域諸団体 (町会・商店会・各種団体・公共関係等)、奉仕活動、地域商工業界等で指導的立場にあり、これら を通じて地域状況に詳しい人。
 - オ. こましんの経営理念並びに使命を良く理解し、金庫経営及び業績発展に協力的な人。
 - カ. こましんと緊密かつ良好な取引状態を有する人。



③第105回通常総代会の決議事項

2022年6月27日開催の第105回通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

- 報告事項
 - (1) 監事の監査報告の件
 - (2) 第104期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
 - (3) 中平井支店の店舗内店舗 (店舗統合)の件
- ・決議事項
- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件第4号議案 理事8名選任の件
- 第5号議案 監事3名選任の件
- 第6号議案 退任役員に対する退職慰労金支給の件



④総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

	選任区域	人数	氏 名
第1区	江戸川区一円	37 名	伊藤 信吾⑫、内宮 良一⑤、江頭 正恭⑧、岡山 裕①、鬼澤 末男⑤、片上 恒雄⑧ 木村喜美男⑥、黒澤 一哲⑤、黒田十喜男③、小林 陽一⑥、齋藤 雄②、佐々木 信之 渋井 利雄⑦、嶋村 照子⑦、島村 住孝⑩、新堀 圭二⑪、菅野 信夫⑤、髙橋 弘子⑤ 多賀谷徳雄⑨、田口 利夫⑫、田中 忠男①、田中 信人⑥、田村 耕作①、塚原 義弘③ 中村 邦彦②、中村 聰⑥、中山 直幹⑥、西野 輝彦①、深野 誠一④、本保 義雄⑥ 牧野 惠一④、松村 行雄②、松本 安正④、水田 進旬、屋代 健一④、山口 善子② 渡邊 洋二④ ※
第2区	墨田区・江東区一円	6名	石塚 富男⑤、田口 好一①、長谷川禎子③、星野 悦郎②、前田 士郎①、丸山 智正②
第 3 区	葛飾区・足立区一円	12 名	浅岡 延好⑩、井口 達雄③、石井 義則⑥、石渡 幹夫②、江森 卓爾⑤、小林 光男③ 菅原 勝⑦、高橋 のぶ⑪、田島 成信④、茗荷 茂伸⑦、山内 勝利⑦、山崎 和弘④
第4区	千葉県市川市・浦安市・ 船橋市・松戸市一円	5 名	石岡 一浩①、板倉 義雄⑤、志関 浩文②、菅原 三郎⑥、髙槁 秀明④

(2022年6月30日現在)

<総代の属性別構成比>

4.0.1	
職業別	会社役員 71%、個人・個人事業主 28%
年代別	70代以上60%、60代26%、50代11%、40代1%
	製造業 25%、建設業 15%、運輸業 5%、卸・小売業 21%、不動産業 15%、飲食業 3%、サービス業(他に分類されていないもの) 15%

お客様本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、「三者共栄」を経営理念として、地域のお客様からお預かりした大切な預金を、地域で資金を必要とされている方々にご融資し、暮らしや事業のお手伝いを通して、地域になくてはならない「地域貢献バンク」をモットーに地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

この経営理念に基づき、今後もより一層お客様のお役に立ちますよう、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしましたので公表いたします。

また、本取組方針は今後お客様に更なる金融サービスを提供 すべく定期的に見直しを図って参ります。

【お客様にとって最善の利益の追求】

- ・当金庫は、お客様に損失を与える可能性のある投資信託やデリバティブ商品などリスク商品(*)の取扱いはいたしません。 (*リスク商品とは、運用期間中の金利変動や価格変動、為替相場の変動により、状況によっては元本割れになる可能性のある金融商品です。)
- ・当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び金融商品の 販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提 供と商品説明をいたします。

【利益相反の適切な管理】

・当金庫は「利益相反管理方針」を定めており、お客様の利益が

不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の 利益を保護するとともに、利益相反の管理を徹底いたします。 【手数料等の明確化】

・お客様にご負担いただく手数料等については、資料等に基づき、 分かりやすく丁寧にご説明いたします。

【重要な情報の分かりやすい提供】

・金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきますが、その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくために、金融商品の重要事項について分かりやすくご説明いたします。

【お客様にふさわしいサービスの提供】

・当金庫では、お客様の豊かな生活と事業の発展を願い、ますます多様化するお客様のニーズにお応え出来るよう、様々な金融商品を取り揃え、一人一人のお客様にふさわしいサービスの提供をいたします。

【職員に対する適切な動機づけの枠組み等】

・当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と 異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を 通じて役職員の知識の向上に努めます。

以上

反社会的勢力に対する基本方針

私たち小松川信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断 固たる態度で対応します。



顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの資産、情報及び利益等の保護と利便の向上を図るため、以下の事項を定め、これを遵守します。

- 1. お客さまとの取引に際しては、お客さまのご自由な意思で、かつ十分にご理解をいただけるよう、その取引に関するお客さまの知識、経験、財産の状況等に応じて、適切な情報提供と分かりやすい商品説明に努めます。
- 2.お客さまからの相談・苦情・要望等については、リスク管理部において誠実かつ適切に対応します。
- 3. お客さまの情報については適法かつ適正に取得し、原則として利用目的の範囲内でのみ、その情報を取り扱い、情報の漏洩等の防止と安全管理のために必要な措置を講じます。
- 4. お客さまとの取引に関して、当金庫の業務を外部委託する場合においては、お客さまの情報及び利益等保護のため委託先に対し適切かつ十分な管理を行います。
- 5. お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護することに努めます。
- 6. その他、お客さまとの取引に関して、お客さまの利益等の保護及び利便の向上のため必要であると当金庫が判断した業務については、適切かつ厳正に管理します。
- (注1)本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用している方及び今後、取引をご検討している方」をいいます。
- (注2)本方針において「取引」とは、「貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当金庫との間で業として行われる全ての取引」をいいます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

プライバシー・ポリシー(個人情報保護宣言文)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

●当金庫の個人情報保護への取組み

金融分野における「個人情報保護法」に加え、平成28年1月1日からの「番号法」施行に対応し、当金庫では上記のプライバシー・ ポリシー (個人情報保護宣言文)を策定しホームページ等で公表しております。

また、個人情報等関連諸規程・要領等を制定しその周知徹底を図るほか、全職員を対象として「個人情報保護オフィサー」や特定個人情報にかかる「マイナンバー保護オフィサー」等の通信講座の受講及び認定試験の受験を実施しております。併せて情報セキュリティの強化を図り、お客さまの大事な個人情報等の厳重な管理を徹底しています。

個人情報取扱事業者として組織的・人的・技術的観点から適時、適切な安全管理措置を確立し、今後も引き続き管理態勢の充 実強化に努めてまいります。

なお、当金庫の個人情報等に関するご質問や苦情等につきましてはお取引店または下記のお問合せ先までお申し出ください。 必要な手続きについてご案内させていただきます。

【お問い合わせ窓口】小松川信用金庫 経営企画部 電話番号:03-3617-0549 受付時間:当金庫営業日の午前9時~午後5時

内部統制管理態勢

当金庫は、信用金庫法及び同法施行規則の規定に基づき、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る「内部管理 基本方針」、「内部統制管理態勢」を策定し、内部統制システム機能の充実に努めています。また、「コンプライアンス態勢」、「統合 的リスク管理態勢」、「内部監査態勢」等についても明確に定め、内部統制管理態勢の強化に努めております。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1. 当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
- (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有する顧客と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有する顧客と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有する顧客から得た情報を不当に利用して行う取引
- (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることによ り管理します。
- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
 - また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- ○当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
 - 万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- ○当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- ○当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- ○当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身(養老)保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・積立傷害保険(年金払を含む)」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ)。)
 - (1)保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱いできません。
- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2)「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身(養老)保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
- ・生存または死亡に関する保険金額等:1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
- ①診断等給付金(一時金形式):1保険事故につき100万円
- ②診断等給付金(年金形式) :月額換算5万円
- ③疾病入院給付金:日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
- ④疾病手術等給付金 :1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- ○当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務 にも適切に対応いたします。
 - なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがご ざいます。
- ○当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。 小松川信用金庫 リスク管理部 法務管理課 電話番号:03-3617-0548 受付時間:当金庫営業日の午前9時~午後5時

業務継続計画基本方針

- 1. 災害時等には来店されているお客様の身体・生命の安全を図ることを最優先し、お客様の避難誘導や怪我等の対応措置に努め、役職員も自身の身体・生命の安全を図るよう、冷静・沈着に行動します。
- 2. 被災等状況に応じて、地域の人々の生活や経済活動の支障にならないように、金融機能の維持・早期復旧に努め、地域住民の生活や経済活動の維持に必要な金融サービスを提供します。
- 3. 必要な業務 (重要業務)を継続することにより決済不能を防止し、社会全体への決済面における混乱拡大を抑制出来る体制を維持します。
- 4. 金庫の経営面でのリスクを軽減するため、金庫財産の保全に努め、被害を最小限に抑えるとともに、さまざまな通信手段により正確な情報収集ならびに情報発信を行い、お客様からの信頼維持に努めます。

信用金庫経営力強化制度

こましんは、信用金庫の中央機関である全国信用金庫協会、信用金庫のセントラルバンクである信金中央金庫と2001年4月より「信用金庫経営力強化制度」に関する契約を締結しております。

この信用金庫経営力強化制度は資本増強制度など各信用金庫の経営力の強化や経営破綻を未然に防ぐ役割があり、信用金庫業界独自のペイオフに対するセーフティネット(安全網)の機能を持ちます。ペイオフ解禁下にあっても、信用金庫業界は経営破綻の未然防止に全力で対応し、お客さまのご預金を守り、信頼を維持・向上させていこうとするものです。

この制度を運営する信金中央金庫は、豊富な資金量と高い 自己資本比率を誇る金融機関として、国内外の格付機関から その経営内容を高く評価されております。この信金中央金庫 が個々の信用金庫を強力にバックアップしています。

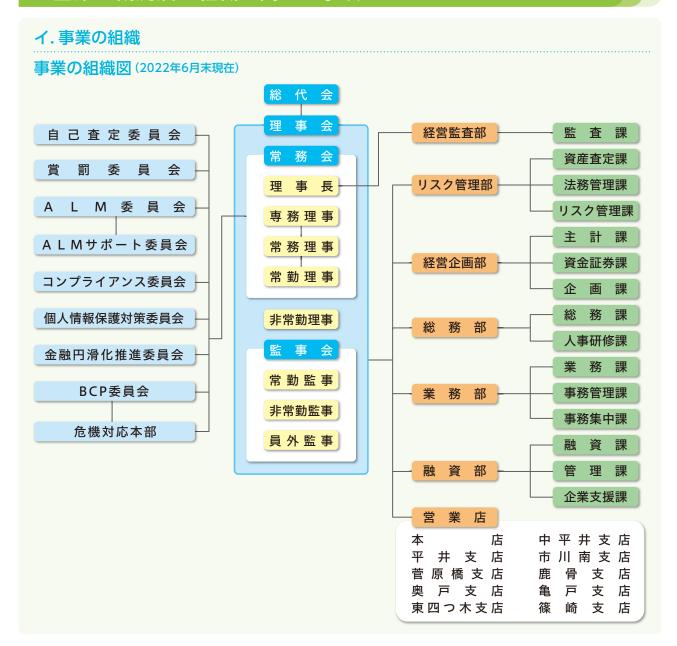
●信用金庫経営力強化制度 経営分析制度 経営分析制度 経営相談制度 資本増強制度 資金の供給・人材の派遣等

シグマバンクグループ

こましんは、城東地区4信用金庫(当金庫、足立成和、亀有、 東榮)の業務提携によるシグマバンクグループの一員です。シ グマバンクグループでは、競争力強化や効率経営を目指し、 お客さまに新しいサービスをご提供できるようにネットワーク を結び、スクラムを組んでいます。今後も様々なサービスを 通してお客さまのニーズにお応えし、より安心してお取引い ただけるよう努力してまいります。



金庫の概況及び組織に関する事項



口. 理事及び監事の氏名及び役職名

役員一覧(2022年6月末現在)

理 事 長(代表理事) 高橋 桂治

専務理事(代表理事) **小杉 義明(業務部担当)**

常 務 理 事(代表理事) 斉藤 節男(融資部・リスク管理部担当)

常務理事(代表理事) 山本 茂広(総務部担当)

 非常勤理事
 松丸
 賢一(※1)

 非常勤理事
 菅原
 伸雄(※1)

 常 勤 監 事
 小宮山祐二

 非常勤監事
 阿部 雄一

 非常勤監事
 矢場 誠一(※2)

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

ハ. 事務所の名称及び所在地

営業地区

東京都 江戸川区/江東区/墨田区/葛飾区/足立区

千葉県 市川市/浦安市/船橋市/松戸市

埼玉県 八潮市/三郷市

	店舗名	所 在 地	TEL	サ	- ビ	゛ス	ATM台数	昼休業
0	本部	│ ├〒132-8711 東京都江戸川区平井 6-23-23	03 (3617)1326	_	_	_	_	_
U	本 店	〒132-8711 東京都江戸川区平井 6-23-23 	03 (3617)1201	₿	_	t	2	_
2	平井支店	〒132-0035 東京都江戸川区平井 4-8-1	03 (3683) 0581	₿	_	_	3	_
3	菅 原 橋 支 店	〒133-0043 東京都江戸川区松本 1-25-16	03 (3652) 3136	₿	P	_	2	_
4	奥 戸 支 店	〒124-0022 東京都葛飾区奥戸 2-41-17	03 (3696) 0351	₿	P	_	2	_
5	東四つ木支店	〒124-0014 東京都葛飾区東四つ木 4-25-12	03 (3696) 1781	₿	P	_	2	(E)
6	中平井支店	〒132-0035 東京都江戸川区平井 6-51-18	03 (3611) 6011	₿	_	_	2	(B)
7	市川南支店	〒272-0031 千葉県市川市平田 4-3-4	047 (378) 2711	_	P	_	1	(E)
8	鹿骨支店	〒133-0073 東京都江戸川区鹿骨 3-16-1	03 (3698) 1711	₿	_	_	2	_
9	亀 戸 支 店	〒136-0071 東京都江東区亀戸 5-44-7	03 (3682) 0031	_	P	t	1	(B)
10	篠崎支店	〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町 6-15-21	03 (3676) 5941	_	P	_	1	(B)

● 日・祝日稼働 ATM 貸金庫設置店 プスポーツ振興くじ払戻店 ● 平日 11:30~12:30 窓口休業

● ATM (自動機) 利用手数料

出一金					
B	寺間帯	当金庫	他金庫	他業態	ゆうちょ銀行(郵便局)
	8:00 ~ 8:45	無料	110円	110円	220円
平日	8:45 ~ 18:00	無料	無料	110円	110円
	18:00 ~ 20:00	無料	110円	220円	220円
	8:00 ~ 9:00	無料	110円	110円	220円
土曜日	9:00 ~ 14:00	無料	無料	110円	110円
	14:00 ~ 17:00	無料	110円	220円	220円
日 昭 祝 日	8:00~ 9:00	無料	110円	110円	220円
祝日	9:00~17:00	無料	110円	220円	220円
		入:	 金		
H	寺間帯	当金庫	他金庫	他業態	ゆうちょ銀行(郵便局)
	8:00 ~ 8:45	無料	110円	220円	220円
平日	8:45 ~ 18:00	無料	無料	110円	110円
	18:00 ~ 20:00	無料	110円	220円	220円
土曜日・	・日曜祝祭日		入金石	下可	

※市川南支店、亀戸支店、篠崎支店は、平日 8:00 ~ 18:00の間のみの稼働となります(土曜日・日曜祝祭日は終日休止)。

ファミリーマート

●西友

至錦糸町



店

〒 132-8711 江戸川区平井 6-23-23 TEL:03 (3617) 1201

平井支店

〒 132-0035 江戸川区平井 4-8-1 TEL:03 (3683) 0581

中平井支店

〒 132-0035 江戸川区平井 6-51-18 TEL:03 (3611) 6011

菅原橋支店

〒 133-0043 江戸川区松本 1-25-16 TEL:03 (3652) 3136



奥戸支店

〒 124-0022 葛飾区奥戸 2-41-17

奥戸街道

●南奥戸小

奥戸支店●

青和信組

至小岩

セブンイレブン

TEL:03 (3696) 0351

小澤病院●

都営住宅●

至立石

森永乳業東京工場

東四つ木支店

〒 124-0014 葛飾区東四つ木 4-25-12 TEL:03 (3696) 1781



りのき橋

通

市川南支店 〒 272-0031 千葉県市川市平田 4-3-4 TEL:047 (378) 2711

●小松川一中

●安養寺

●中平井支店

●平井小学校

郵便局干

荒川

至市川

●天祖神社

蔵 前 橋 通 り 平井大橋西詰

●ケンタッキー

●ファミリーマート

二本松眼科

郵便局〒

●ダイソー

平井支店

ローソン

セブンイレブン

●諏訪神社 ●平井聖天

本部·本店

北口広場

JR平井駅

みずほ銀行●

スーパー中村屋

鳥喜●

交番●

東京心臓不整脈病院



鹿骨支店 〒 133-0073 江戸川区鹿骨 3-16-1 TEL:03 (3698) 1711



亀戸支店 〒 136-0071 江東区亀戸 5-44-7 TEL:03 (3682) 0031



篠崎支店

〒 133-0061 江戸川区篠崎町 6-15-21 TEL:03 (3676) 5941



金庫の主要な事業の内容

● 預金業務

こましんでは、お客さまの多様なニーズにお応えするため、目的や金額、期間に対応した様々なタイプの預金商品を取り揃え、皆さまのニーズにお応えしております。今後とも地域の皆さまのニーズにあった新商品の開発に取り組んでまいります。





▲営業店店内(中平井支店)



▲預金窓口

▲営業活動

商品名	特色
当座預金	ご商売の代金決済として小切手や手形をご利用いただくための預金です。ご事業やビジネスにご活 用ください。
普通預金	出し入れ自由の便利な預金です。公共料金の自動支払いやお給料、年金のお受け取り、クレジット のお支払口座としてもお使いいただけます。暮らしの財布代わり、家計簿代わりにお使いください。
無利息型普通預金 (決済用預金)	決済用預金の3要件(①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること)を満たす預金で、 預金保険制度により全額保護されます。
総合口座	普通預金と定期預金・当座貸越を1冊にセットにした、暮らしに大変便利な口座です。もしもの時には定期預金残高の90% (上限:200万円)まで自動的にご融資いたします。「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」の4拍子そろった口座です。
貯蓄預金	お預け入れ残高に応じた段階利率を適用する、出し入れ自由で大変便利な預金です。
通知預金	短期の余裕資金を有利に活かす預金です。据置期間は7日間で、お引き出しの2日前までにご通知ください。
納税準備預金	日頃から納税に備えて準備していただくためのご預金です。お利息が優遇されており非課税です。 税金のためならいつでもお引き出しができ、税金の自動支払口座としてもご利用いただけます。
定期積金	ご契約時に目標額と期間を設定し、毎月一定額の掛金で無理なくお積み立ていただける預金で必要な資金作りができます。得意先係による集金や普通預金等からの自動振替による積立も可能です。
スーパー定期預金	1,000万円未満のまとまった資金を確実に増やします。ボーナスや定期積金の満期金など、それぞれの目的に合わせて幅広くご利用いただけます。(自動継続もございます。)
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金を確実に増やします。ボーナスや定期積金の満期金など、それぞれの目的に合わせて幅広くご利用いただけます。(自動継続もございます。)
期日指定定期預金	個人のみのお取扱いとし、お預け入れ1年経過後は3年以内でお客さまのご都合に合わせ満期日が ご指定いただけます。
変動金利定期預金	6ヶ月ごと利率の見直しを行い、利息は複利計算により計算いたします。3年ものは個人のみとなります。

キャンペーン商品





定期積金 スタート



定期預金 スタート

● 融資業務

こましんでは、地元に存在感のある金融機関として、お客さまの豊かな生活と事業の発展を願い、ますます多様化するお客さまのニーズにお応え出来るよう、お客さまの資金使途やライフプランに応じた種々の商品を取り揃え、豊かな暮らしづくりのお手伝いをさせていただいております。

●融資

商品名	特色
商業手形割引	一般商業手形の割引をいたします。
手形貸付	仕入資金など、一時的な営業のための運転資金が必要 な時にご利用いただけます。
証書貸付	設備資金など、比較的返済に長期間を要する資金が必 要な時ご利用いただけます。
当座貸越	あらかじめ当座貸越契約を結ぶことにより、限度額まで 残高を超えてお支払出来ます。



▲融資窓口

●ローン

	商品名	特色
	住宅ローン	ご自宅の購入、新築、増改築、借り換え、つなぎ資金など、幅広い用途に応じてご利用いただけます。 (ご融資限度額:8,000万円以内、ご融資期間:35年以内)
	<無担保>住宅ローン	ご自宅の購入、新築、借換、リフォーム資金など、無担保にてご利用いただけるローンです。(ご融資金額:2,000万円以内、ご融資期間:20年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方)
	リフォームプラン	ご自宅のリフォーム(増改築・修繕)などにご利用いただけるローンです。(ご融資金額:1,000万円以内、 ご融資期間:15年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方)
	カーライフプラン	マイカーのご購入資金や車検・修理費用などの付帯費用にご利用いただけるローンです。(ご融資金額:1,000万円以内、ご融資期間:10年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方)
/H	教育プラン	入学金や授業料をはじめ、教材費などの付帯費用にご利用いただけるローンです。(ご融資金額:1,000万円以内、ご融資期間:16年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方)
個人向	こましんフリーローン	スピード審査でお使いみち自由(事業資金・おまとめ資金可)にご利用いただけるローンです。(ご融資金額:500万円以内、 ご融資期間:10年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方)
向け	リバースモーゲージ	個人の50歳以上の方が対象です。保証会社の保証とご自宅を担保にご融資を受けていただきます。毎月のご返済は利息のみで、その資金で充実した豊かな生活を送っていただき、ご契約者様がお亡くなりになった際に、原則ご自宅を売却して借入金をご返済いただきます。(ご融資金額:300万円以上~5,000万円以内、ご融資期間:終身(1年ごとの自動更新)、保証人原則不要、㈱フィナンシャルドゥの保証が受けられる方)
	シニアライフローン	満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が80歳以下の方が事業資金以外のお使いみちで自由にご利用いただけるローンです。 (ご融資金額:100万円以内、ご融資期間:10年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方)
	サポートローン	事業資金以外のお使いみちで自由にご利用いただけるローンです。(ご融資金額:500万円以内、ご融資期間:10年以内、担保・保証人不要、㈱クレディセゾンの保証が受けられる方)
	カードローン 「シグマキャッスル300」 「しんきん保証カードローン」	お使いみちは自由で、カード1枚で急な出費にご利用いただけます。毎月一定の返済で極度額まで何回でも繰り返しご利用いただけます。1枚もっていると安心です。(担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金または信金ギャランティ㈱の保証が受けられる方)
	制度融資	東京都、千葉県、江戸川区、葛飾区、江東区、市川市をはじめ、市区町村などが制定する制度融資をお取扱しています。 ご気軽にご相談ください。
事業者向	ビジネスサポートローン	スピード審査でご利用いただける事業性資金専用ローンです。(ご融資金額:500万円以内、ご融資期間:10年以内、担保・保証人不要、㈱クレディセゾンの保証が受けられる個人事業主の方)
有向け	東京都新保証付融資	東京都との連携による中小企業の皆さまの資金繰りを支援するための保証付融資制度です。(ご融資金額:2,500万円以内、ご融資期間:5年以内、オリックス㈱の保証が受けられる法人・個人事業主の方)
.,	無担保・スピード 事業資金融資	江戸川北法人会会員様限定のスピード審査でご利用いただける事業性資金ローンです。 (ご融資金額:1,000万円以内、ご融資期間:5年以内、原則担保不要)

●代理業務

商品名	特色
代理業務	信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付業務を行っています。

● 貸出運営についての考え方

こましんでは、特定の業種に偏ることなく、中小企業及び個人のための専門金融機関として、小口多数者の利用を堅持し、地元住民、中小企業の皆さまに必要な資金を安定的に提供できますよう今後とも努めてまいります。また、信用金庫の理念の基本として安易な大口融資を避け、地元の利益を優先した健全な資金を提供することにより、皆さまのお役に立つことを願っています。

● 商品利用に当たっての留意事項

- 1. 預金・ローン等の商品、サービスにつきまして、それぞれの商品やサービスの内容を職員におたずねいただく等、よくご確認の上ご利用ください。
- 2. 特にローンにつきましては、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

● 証券業務

こましんでは、昭和59年1月大蔵省(現・財務省)の認可を受け、国債等の窓口販売業務を開始し、国債等の新規の販売を行っております。また、2007年9月には金融商品取引法施行に伴い、監督官庁より登録金融機関として登録を受けております。

最近の低金利時代に、安全で換金性の高い国債等は、金融市場でその果たす役割が重要視されニーズも高まりを見せております。こましんでは「国債保護預り手数料」及び「国債口座管理手数料」は無料で行っております。また、2003年7月より「個人向け国債」の販売を開始しました。

● 各種サービス・その他業務

こましんでは、多様化するお客さまのニーズにお応えするために、ご家庭やご事業に多くのサービス業務を提供し、その拡充に努めております。

●各種サービス

サービス名	特色
ICキャッシュカード	従来の磁気ストライプカードに、偽造や不正読み取りが困難な「ICチップ」を組み込むことにより、安全性を高めた「ICキャッシュカード」を取り扱っております。 ATMコーナーのご利用時間は平日8時から20時、土曜日・日曜日・祝日とも8時から17時までとなっております(一部店舗を除く)。 キャッシュカードには、法人カードもあります。
税金、公共料金のお支払い (自動支払制度)	電気、水道、ガス等の公共料金をはじめ各種税金や社会保険料のお支払が一度のお手続きで、自動的に口座から引落としされる便利なシステムです。
クレジットカード	VISA、JCBカードなど多数のカードがご利用いただけます。詳しくは窓口でご確認ください。
年金·給与振込(自動受取制度)	年金の受取り、給与、配当金などが自動的に指定の口座にご入金される制度です。
貸金庫	有価証券、預金証書、貴金属などお客さまの大切な財産を安全にお預かりいたします。 (設置店舗: 菅原橋支店、奥戸支店、東四つ木支店、市川南支店、亀戸支店、篠崎支店)
テレホンバンキング	お電話で残高照会、入出金明細照会、等がご利用いただけます。
個人向けインターネットバンキング 法人向けインターネットバンキング	お取引店の窓口やATMコーナーに行かなくても、ご自宅(事業所)のパソコンから残高照会、入出金明細の確認、お振込みができます。(本サービスの開始には事前のお申込が必要となります。)
こましんでんさい サービス	「電子記録債権」(でんさい)は、事業者の資金調達の円滑化等を図るため創設された電子記録債権制度です。この電子記録債権(でんさい)サービスを全国規模で提供するため、全国銀行協会が設立した電子債権記録機関(株式会社全銀電子債権ネットワーク 通称:でんさいネット)の取扱いを平成25年2月18日より開始いたしました。詳しくは当金庫ホームページもしくはお近くの窓口におたずねください。
マルチペイメント	Pay-easy(ペイジー)マークが記載された払込書で、パソコンなどから、税金・公共料金などの各種払込ができます。 (本サービスの開始の前には事前にお申込が必要となります。また、こましんでご利用いただけないものもありますので、 ご注意ください。)
Star Pay Aplus	株式会社アプラスの提供する、加盟店向けマルチ QRコード決済サービス「Star Pay Aplus」の取り扱いを開始いたしました。アプリひとつで、複数の QRコード決済に対応することが可能となります。PayPay、メルペイ等の国内外複数社の加盟決済事業者の決済を「Star Pay Aplus」がまとめて行います。
しんきん ゼロネットサービス	平日8:45~18:00の入出金と土曜日9:00~14:00の出金は、信用金庫間のATM利用 手数料が無料となるサービスです。但し、平日の上記以外の時間帯及び日曜日・祝日のATM 利用には所定の手数料が必要です。お間違えのないようにご注意ください。
ATM通帳相互記帳	当金庫のATMで全国ベースで提携信用金庫の通帳が記帳でき、また、提携信用金庫のATMで当金庫の通帳が記帳できるサービスです。※提携信用金庫は、窓口等でご確認ください。
デビットカード	「デビットカードお取扱加盟店」で商品等をご購入される際に、こましんのキャッシュカードをご利用いただくことにより、 ご購入代金がお客さまの預金口座から即時に引落とされ、お支払が完了するサービスです。
保険販売窓口	損害保険商品では、住宅ローン関連の長期火災保険「しんきんグッドすまいる」の他、「しんきんの傷害保険」(標準傷害保険)等を取り扱っております。 生命保険商品では、医療保険、がん保険等も取り扱っております。
toto(トト) 当せん金払戻し	スポーツ振興くじtoto(トト)の当せん金の払戻しを取扱店窓口にて行っております。 (取扱店舗:本店、亀戸支店)
個人向け国債窓口販売	個人の方のみを対象とした、1万円からご購入いただけるお求めやすい国債です。満期日の元本の償還や半年ごとの利子のお支払は、国が責任を持って行います。詳しくは窓口におたずねください。
代理店業務	信金中央金庫の信託契約業務・三井住友信託銀行㈱の遺言信託・遺産整理事務などの取次を行っております。
事業承継M&A仲介 アドバイザリー業務	後継者問題を抱える取引先あるいは事業の多角化等を考えている取引先に対するコンサルティング機能の充実、ソリューション機能の発揮に資するべく、信金キャピタル(株と24年3月に業務提携を実施しました。
民事信託(家族信託)	民事信託(家族信託)とは、資産を持つ方がその保有する資産を信頼できる家族に託し、その財産の管理・処分、運用等を任せる仕組みです。現在の後見人制度に代替するより柔軟な財産管理の実現が期待されます。 将来の資産管理について、相談先をお考えの方は、窓口にお声掛けください。当金庫を通じて、税理士法人田口パートナーズ会計に民事信託(家族信託)業務のお取り次ぎをいたします。
リースのご案内	自動車等のリースをご希望のお客さまに、しんきんリース(株)などをご案内します。
通帳レスアプリ	通帳レスアプリでは、いつでもどこでも、入出金明細や残高をスマホでご確認いただけます。 詳しくは、お取引のある店舗窓口までおたずねください。
指定代理人制度、 指定代理人制度(そなえ)	「指定代理人制度」では、預金者ご本人さまがご来店できない(ご高齢のためや病気等)とき、あらかじめお届けいただいた代理人の方が、預金者に代わって預金取引の手続きを行うことができます。「指定代理人制度 (そなえ)」では、預金者ご本人さまが将来、認知・判断能力を喪失したときあらかじめお届けいただいた代理人の方が、預金者に代わって預金取引等の手続きを行うことができます。

金庫の主要な事業に関する事項

イ. 直近の事業年度における事業の概況

○預 金

地域のお客様の利便性向上とお客様目線での営業推進を基本に、積極的な営業活動を展開いたしました。日本銀行のマイナス金利政策による超低金利の中、多くのお客様からご要望をいただいている金利上乗せキャンペーンとして、「定期預金 夏」、「定期預金 冬」、「定期預金 春」や、未取引先等を対象とした商品「スタート」、子育て世代を支援する「ファミリー定期積金」、消費増税に伴う納税負担を支援する「納税応援定期積金」などお客様視点に立った商品のご提供を心がけ、お客様のメリットや独自性のある商品のご提供に努めてまいりました。

その結果、期末における預金残高は前期比で63億5千9百万円(3.96%)増加し、1,667億2千6百円となりました。

○貸出金

地域中小企業等に対しまして円滑且つ積極的な資金供給を図るべく、集積された顧客情報をもとにこれまで以上の積極的な融資姿勢とスピード感のある対応を図り、特に昨年度から継続して資金繰り表等により事業先の実態把握に努め、新型コロナウイルス緊急支援融資の周知・活用に傾注した営業活動を展開しました。また、住宅関連融資、各種消費資金等についても皆様からのご要望に積極的に応え、その結果、貸出金残高は前期比で15億8千6百万円(1.65%)増加し、973億3千7百万円となりました。

引き続き新型コロナウイルス感染症およびウクライナ問題の影響による対応につきましては、地域事業者の資金繰り支援のための事業性融資の提案および貸出金条件変更等にも柔軟に対応してまいります。

○損 益

最終年度となった中期経営計画は金庫の将来の経営を安定させるべく、収益性の向上に重点を置き、基幹収益である貸出金利息については、16億1千3百万円を計上し、計画比ではプラス3千8百万円となりました。

経費面において、総体的なコスト削減に取り組み、本業である貸出金増強による利息収入の増加もあり、また、資金証券課を新設し、有価証券等の運用を効率的に務めた結果、本業の成果である業務純益は2億3千4百万円を計上、三本柱に掲げたコア業務純益は3億6千9百万円を計上し、計画比プラス8千6百万円となりました。

また、経常利益は2億4千4百万円となり、当期純利益は、健全な資産形成を図るべく、有価証券含み損の資産圧縮(売却損計上)を行いましたが、最終的に事業計画を上回る1億9千3百万円の計上となりました。

○対処すべき課題

金融環境は、当面の間厳しさが続くと予想されています。その様な状況下でもお客様に良質なサービスを提供するためには、安定的な収益を確保する必要があり、収益力向上と経費・コストの削減を同時に進めることが求められます。 当金庫では、過年度から収益の根幹となる貸出金残高の増強を図ってきましたが、他行との競合等もあり利鞘の縮小傾向から、足元では残高増加と見合った利息増加には至っていない状況にあります。

当金庫の存在価値発揮のためにも、原点回帰し、お客様の資産形成に役立つ多様な資金ニーズに応えながらも運転 資金・設備資金といった本来の事業性融資推進を軸に据えて、事業承継問題や相続対策を含むお客様の悩みや課題に 対応致します。高齢者への対応においても一緒に考え、民事信託、リバースモーゲージ、指定代理人制度(そなえ)等 を提案することでお客様との信頼関係が築かれ、適正金利での貸出金残高増加を図ることに繋がり、更には「ビジネス モデルの再構築」や「経営の持続可能性」を高めるものと考え取り組んでまいります。

口. 最近5年間の主要な経営指標の推移

				2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経	常	収	益	2,256,336千円	2,287,566千円	2,330,729千円	2,529,485千円	2,276,334千円
経	常	利	益	241,804千円	221,731千円	298,154千円	200,531千円	244,148千円
当	期	純 利	益	153,885千円	207,058千円	173,945千円	167,912千円	193,083千円
出	資	総	額	516百万円	518百万円	523百万円	531百万円	534百万円
出	資	総口	数	10,323千口	10,361千口	10,475千口	10,634千口	10,698千口
純	資	産	額	7,788百万円	8,100百万円	7,975百万円	8,120百万円	8,193百万円
総	資	産	額	147,233百万円	151,028百万円	152,631百万円	170,912百万円	177,324百万円
預	金積	金 残	高	137,207百万円	140,200百万円	142,144百万円	160,367百万円	166,726百万円
貸	出	金 残	高	76,446百万円	80,430百万円	81,047百万円	95,751百万円	97,337百万円
有	価 証	券 残	高	40,515百万円	43,391百万円	42,961百万円	38,266百万円	54,476百万円
単	体自己	3 資 本 出	么 率	10.14%	9.40%	9.39%	9.76%	9.35%
出資	に対する配針	当金 (出資1口あ	たり)	1円	1.5円	1円	1円	1円
役		員	数	11人	11人	11人	9人	9人
	うち常	勤役員	数	7人	7人	7人	5人	5人
職		員	数	139人	141人	141人	146人	151人
会		員	数	9,941人	9,937人	9,880人	10,045人	10,039人

ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

■ 業務粗利益

									() .—
								2020年度	2021年度
資	金	Ž	運	用		収	支	2,116,018	2,039,373
	資	金	運	1	用	収	益	2,164,643	2,086,711
	資	金	調]	達	費	用	48,625	47,338
役	務	取	7 3	1	等	収	支	△ 4,306	△ 16,298
	役	務	取	引	等	収	益	152,330	139,790
	役	務	取	引	等	費	用	156,636	156,089
そ	の	他	の	業	務	収	支	△ 288,860	△ 131,282
	そ	の	他	業	務	収	益	158,463	4,287
	そ	の	他	業	務	費	用	447,323	135,569
業		務	米	E .	利	J	益	1,822,851	1,891,791
業	矜	Š	粗	利		益	率	1.13%	1.13%

- (注) 1.業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定 平均残高×100
 - 2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 業務純益

(単位:千円)

(単位:千円)

						2020年度	2021年度
業		務	純		益	223,190	234,435
実	質	業	務	純	益	226,837	234,435
コ	ア	業	務	純	益	530,512	369,133
コア	業務純益	生(投資信	託解約	損益を	除く)	353,495	388,953

(注) 1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

- 資金運用収支の内訳

	平均残高((百万円)	利息(千円)	利回り	(%)
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
金運用勘定	161,253	167,407	2,164,643	2,086,711	1.34	1.24
うち貸出金	88,657	96,226	1,498,509	1,613,494	1.69	1.67
うち預け金	28,919	21,959	10,383	4,500	0.03	0.02
うち商品有価証券	_	_	_	_	_	_
うち有価証券	42,917	48,565	639,815	453,015	1.49	0.93
金調達勘定	157,067	163,810	48,625	47,338	0.03	0.02
うち預金積金	155,715	162,470	41,906	40,814	0.02	0.02
うち譲渡性預金	_	_	_	_	_	_
うち借用金	1,255	1,214	6,542	6,326	0.52	0.52
	うち 預 出 金 うち 商品有価証券 うち 商品有価証券 うち 預 金 勘 定 うち 預 金 積 金 うち 譲 渡性 預金	2020年度 金運用勘定 161,253 うち貸出金 88,657 うち預け金 28,919 うち商品有価証券 - うち有価証券 42,917 金調達勘定 157,067 うち預金積金 155,715 うち譲渡性預金 -	金運用勘定 161,253 167,407 うち貸出金 88,657 96,226 うち預け金 28,919 21,959 うち商品有価証券 — うち有価証券 42,917 48,565 金調達勘定 157,067 163,810 うち預金積金 155,715 162,470 うち譲渡性預金 — —	2020年度 2021年度 2020年度 金運用勘定 161,253 167,407 2,164,643 うち貸出金 88,657 96,226 1,498,509 うち預け金 28,919 21,959 10,383 うち商品有価証券	2020年度 2021年度 2020年度 2021年度 金 運 用 勘 定 161,253 167,407 2,164,643 2,086,711 う ち 貸 出 金 88,657 96,226 1,498,509 1,613,494 う ち 預 け 金 28,919 21,959 10,383 4,500 うち商品有価証券 - - - - う ち 有 価 証 券 42,917 48,565 639,815 453,015 金 調 達 勘 定 157,067 163,810 48,625 47,338 う ち 預 金 積 金 155,715 162,470 41,906 40,814 う ち譲渡性預金 - - - - -	2020年度 2021年度 2020年度 2021年度 2021年度 2020年度 金 運 用 勘 定 161,253 167,407 2,164,643 2,086,711 1.34 う ち 貸 出 金 88,657 96,226 1,498,509 1,613,494 1.69 う ち 預 け 金 28,919 21,959 10,383 4,500 0.03 うち商品有価証券 - - - - - う ち 有 価 証 券 42,917 48,565 639,815 453,015 1.49 金 調 達 勘 定 157,067 163,810 48,625 47,338 0.03 う ち 預 金 積 金 155,715 162,470 41,906 40,814 0.02 う ち 譲 性 預金 - - - - - - -

(注) 1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2020年度34百万円、2021年度499百万円)を控除して表示しております。

利鞘

(単位:%)

							2020年度	2021年度
資	金	運		用	利		1.34	1.24
資	金	調	達	原	価	率	1.04	1.04
総	資		金		利	鞘	0.29	0.20

(注)総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率 この比率は運用資金全体の収益力を見る指標 です。

■ 受取・支払利息の増減

(単位:千円)

					2020年度			2021年度	
				残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受	取	利	息	191,417	△ 53,914	137,503	103,175	△ 165,171	△ 61,995
	うち	貸出	金	145,224	△ 47,869	97,355	126,814	△ 11,828	114,985
	うち	預け	金	16,523	△ 26,284	△ 9,761	△ 2,113	△ 3,769	△ 5,883
	うち商	品有価言	正券	_	_	_	_	_	_
	うち:	有 価 証	券	△ 18,973	69,692	50,719	101,306	△ 288,105	△ 186,799
支	払	利	息	4,274	△ 2,358	1,916	2,402	△ 3,512	△ 1,110
	うち	預 金 積	金	3,842	△ 1,769	2,073	2,044	△ 3,136	△ 1,092
	うち譲	渡性預	金	_	_	_	_	_	_
	うち	借用	金	△ 143	△ 18	△ 161	△ 213	△ 2	△ 216

(注) 1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

^{2.}国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

^{2.}国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 利益率 (単位:%)

									2020年度	2021年度
総	資	産	紹	Ĕ	常	利	益	率	0.12	0.14
総	資	産	当	期	純	利	益	率	0.10	0.11

(注) 総資産経常 (当期純) 利益率 = 経常 (当期純) 利益 ×100

(2)預金に関する指標

■ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

					2020年度	2021年度
流	動	性	預	金	69,538	77,469
	うち	有 利	息	重 金	67,682	75,552
定	期	性	預	金	85,876	84,674
	うち固	定 金 利	定期	預 金	79,754	78,768
	うち変	動 金 利	定期	預 金	3	3
そ		の		他	299	327
		計			155,715	162,470
譲	渡	性	預	金	_	_
			計		155,715	162,470

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ **定期預金残高** (単位: 百万円)

									2020年度	2021年度
定			期		預	Į		金	78,181	80,078
	固	定	金	利	定	期	預	金	78,178	80,075
	変	動	金	利	定	期	預	金	3	3
	そ			σ)			他	_	_

(3)貸出金等に関する指標

■ 貸出金平均残高

(単位:百万円)

				2020年度	2021年度
手	形	貸	付	656	371
証	書	貸	付	86,734	94,756
当	座	貸	越	663	594
割	31	手	形	603	504
		計		88,657	96,226

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ **貸出金残高** (単位: 百万円)

					2020年度	2021年度
貸		出		金	95,751	97,337
	固	定	金	利	34,313	36,857
	変	動	金	利	61,437	60,480

■ 貸出金の担保別内訳 (単位: 百万円)

							2020年度	2021年度
当	金	庫	預	金	積	金	1,008	934
有		価		証		券	_	_
動						産	_	_
不			動			産	43,800	43,794
そ			の			他	_	_
			計				44,808	44,728
信	用保	証協	会	· 信	用	保 険	37,436	40,537
保						証	10,819	10,147
信						用	2,686	1,924
					t		95,751	97,337

- 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

							2020年度	2021年度
当	金	庫	預	金	積	金	_	_
有		価		証		券	_	_
動						産	_	_
不			動			産	88	75
そ			の			他	_	_
			計				88	75
信用	保	証 協	会	· 信	用係	R 険	_	_
保						証	19	18
信						用	34	14
				計			142	109

■ 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

				2020	年度	2021年度		
				貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	
設	備	資	金	58,780	61.3	57,903	59.4	
運	転	資	金	36,971	38.6	39,434	40.5	
		計		95,751	100.0	97,337	100.0	

■ 貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

		2020年度		2021年度		
業種区分	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	369	8,526	8.9	368	8,522	8.8
農業、林業	1	83	0.1	1	80	0.1
漁業	-	-	-	-	-	_
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	_	-	-	-
建設業	426	10,952	11.4	462	11,228	11.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1	20	0.0	2	17	0.0
情 報 通 信 業	19	245	0.3	19	277	0.3
運輸業、郵便業	72	2,698	2.8	77	2,786	2.9
卸 売 業 、 小 売 業	304	6,500	6.8	305	6,305	6.5
金融業、保険業	8	237	0.2	6	218	0.2
不 動 産 業	396	23,135	24.2	400	24,142	24.8
物品質賞業	1	0	0.0	-	_	_
学術研究、専門・技術サービス業	41	690	0.7	41	767	0.8
宿泊業	2	69	0.1	4	85	0.1
飲食業	153	1,973	2.1	164	2,040	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	112	1,639	1.7	118	1,742	1.8
教育、 学 習 支 援 業	8	408	0.4	9	269	0.3
医療、福祉	44	1,095	1.1	45	1,666	1.7
そ の 他 の サ ー ビ ス	158	3,995	4.2	171	3,935	4.0
小計	2,115	62,272	65.0	2,192	64,087	65.8
国・地 方 公 共 団 体 等	-	-	-		-	_
個人	2,719	33,479	35.0	2,699	33,250	34.2
合計	4,834	95,751	100.0	4,891	97,337	100.0

⁽注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ **預貸率** (単位:%)

							2020年度	2021年度
期	Ħ	F	預	貨	Ť	率	59.70	58.38
期	中	平	均	預	貸	率	56.93	59.22

^{2.}国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

(4)有価証券に関する指標

■ 商品有価証券平均残高

該当ありません。

■ 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合 計
国債	2020年度	-	814	306	-	_	1,695	-	2,816
国 頂	2021年度	301	505	202	_	296	1,674	-	2,980
地方債	2020年度	_	1,824	200	_	_	_	-	2,025
地 刀 惧	2021年度	1,305	404	200	-	_	_	_	1,910
	2020年度	2,690	5,199	3,837	2,071	7,662	_	-	21,460
14 1	2021年度	3,390	4,362	2,071	2,062	9,098	1,284	98	22,369
株 式	2020年度	_	-	-	-	_	_	342	342
体 式	2021年度	_	_	-	-	_	_	98	98
外国証券	2020年度	_	402	1,116	1,111	2,886	1,012	1,342	7,871
沙 国 証 分	2021年度	_	897	2,093	2,763	13,515	980	3,390	23,640
この4の証券	2020年度	_	164	-	675	339	_	2,570	3,749
その他の証券	2021年度	-	-	-	525	_	_	2,951	3,477

■ 有価証券平均残高

(単位:百万円)

						2020年度	2021年度
国					債	2,214	2,836
地		ブ	<u>'</u>		債	3,247	1,945
社					債	24,373	22,606
株					式	266	125
外		国	証		券	7,226	17,022
そ	の	他	の	証	券	5,588	4,028
合					計	42,917	48,565

■ 預証率

(単位:%)

							2020年度	2021年度
期	7	ŧ	預	Ē	Œ	率	23.86	32.67
期	中	平	均	預	証	率	27.56	29.89

⁽注) 1.預証率 = 有価証券 ×100

^{2.}国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

金庫の事業の運営に関する事項

イ. リスク管理の体制

金融の自由化、グローバル化、証券化など、急速な業務の自由化・高度化の進展にともない、従来以上に金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化しています。

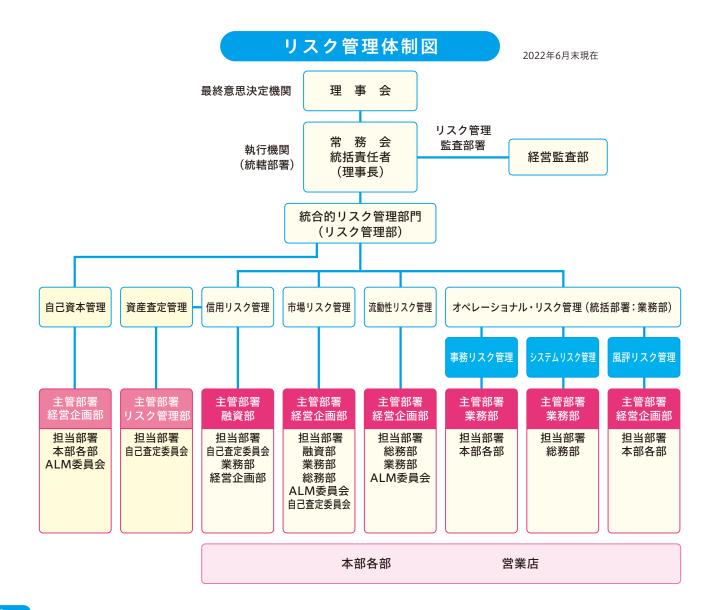
こましんではこのような金融環境の変化に柔軟な対応を図り、健全性を確保し、お客様に良質で安定した金融サービスを提供させていただくため、ガバナンス(内部統制管理)の観点からも、リスク管理体制の強化を事業計画の中で継続的に取り組むべき最重要課題として位置づけ、リスク管理部リスク管理課による統合的リスク管理規程に基づいた検証を行い、リスク管理体制の更なる充実に取り組んでおります。

業務上発生するあるいは晒される種々のリスクの統合的な管理をすべく、常務会機能強化の一環として常務会の中に立ち上げておりますリスク検討会議を原則毎月1回定期的に(必要に応じて随時)開催し、各部門におけるリスクの洗い出しや把握・管理に努め、当金庫のリスクの状況が、経営体力と比較して過大なものとなっていないかなどの検証を行い、必要に応じて改善策について検討しております。

さらに、資産・負債の総合的な管理を行い、収益の極大化・リスクコントロールを図ることを目的としたALM委員会を定期的に開催し、収益性の向上及びそれに伴うリスクの制御に向けた協議検討をしております。

加えて、金融庁検査・日本銀行考査やヒアリング・モニタリング等によるリスク管理態勢のチェックも定期的あるいは随時に行われております。

また、リスク管理に対する監査強化のため、経営監査部・監事に加え、法定監査として監査法人による監査を受け、金庫内外から多面的なリスク管理体制の強化充実に努めております。

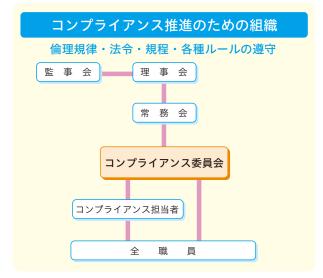


ロ. 法令遵守の体制

こましんは、コンプライアンス (法令等遵守) を経営の 最重要課題の一つとして位置付け、法令のほか金庫内の 規程、社会的規範を含む諸ルールを遵守するコンプライ アンス体制の充実に努めております。

- 1. コンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する情報の共有化を図り、コンプライアンス体制の構築に努めております。
- 2. 外部の講師を招いて役員、幹部職員を対象としてコンプライアンス研修を実施しております。
- 3. 本部各課と営業店に任命したコンプライアンス担当者を対象に研修会と会議を実施し、実践活動の徹底を図っております。
- 4. こましんでは、過去に起きた苦情等(苦情・相談・要望・ 重大な事務ミス)を実例として、再発を防止するには どのようにしたら良いのか、苦情等再発防止に関する 会議を全店で実施し、苦情等の再発防止に努めてお ります。
- 5. コンプライアンス・オフィサー検定試験を職員に順次 受験させ、コンプライアンス意識の高揚に努めており ます。

- 6. 各担当役員が営業店職員を対象に職員研修会を実施し、コンプライアンス意識の高揚に努めております。
- 7. 個人情報保護法 (特定個人情報を含む) の施行に伴い、 個人情報関連の苦情処理窓口を経営企画部に設置し、 経営企画部とコンプライアンス担当部署であるリスク 管理部が連携して、苦情への適切な処理に努めてお ります。



ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

①こましんの地域活性化への取組みについて

当金庫は、東京都城東地区(江戸川区、江東区、墨田区、葛飾区、足立区)、千葉県西部(市川市、浦安市、松戸市、船橋市)、埼玉県南部(八潮市、三郷市)を営業地区とし、都内信用金庫の中で最古の歴史を有する相互扶助型金融機関です。

「三者共栄」(お客様・職員家族・金庫)を経営理念として、地域のお客さまからお預かりした大切な預金を、地域で資金を必要とされている方々にご融資し、暮らしや事業のお手伝いを通して、地域になくてはならない「地域貢献バンク」をモットーに地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

②中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫では、地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことを最も重要な役割と位置づけ、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していく態勢として以下のとおり取り組んでまいります。

i 取引先中小企業の資金繰り支援から、事業回復のための経営改善、事業承継支援の強化 ii ビジネスマッチングなどの販路拡大支援に加え、新商品の開発やプロモーションの支援 iii ビジネスモデルの根本的な見直しなど、取引先中小企業の収益力の強化を図るための踏み込んだ支援

③中小企業の経営支援に関する態勢整備(外部専門家・外部機関等との連携を含む)の状況

当金庫では、企業先等の相談・支援態勢の一環として職員のスキルアップを図るため、審査能力・相談支援能力向上を目的とした勉強会等を継続的に実施しております。また、経営改善支援に係る取組みを業績評価項目に加えるなど、企業支援を重要事項としております。今後は、「事業性評価」を活用した積極的且つ迅速な資金供給や「創業支援」・「事業承継」にかかる各種支援策等並びに外部専門機関との連携強化や活用等に注力し取組みを強化してまいります。

経営改善支援や地域の活性化への取組み

④中小企業の経営支援に関する取組状況

当金庫では、営業店と企業支援専担部署の連携による取引先に対する経営改善支援の取組みに加えて、外部の中小企業診断士等の活用を図るなど、取引先企業に対する経営相談・支援に取り組んでいます。

経営状態の厳しい先を中心に経営改善支援先を選定していることから、多数の取引先のランクアップは難しい状況下でありますが、2021年度は、経営改善支援先から1先のランクアップ実績を上げています。

a. 創業・新規事業開拓の支援

件数	16 件	金額	85 百万円
----	------	----	--------

b. 成長段階における支援

取引企業間のビジネス機会創出・親睦を図る取組みや大多数の事業者が課題に掲げる販路拡大に資する「ビジネス交流会」、また、様々な経営上の課題解決を図ることを目的とする「新現役交流会」を過年度から継続的に実施しています。

◆ ビジネス機会の創出や課題解決に向けて「ビジネス交流会」・「新現役交流会」を実施

シグマバンクグループ (足立成和信金・亀有信金・東榮信金・当金庫) の業務提携活動として「ビジネス交流会」を開催し、現時点では計11回開催しております。交流会別会場には「課題解決相談エリア」を新設し、東京都よろず支援拠点、東京税理士会、東京弁護士会などの外部専門機関を招聘し、ビジネスマッチングに加え、取引先企業が抱える多種多様な課題解決の機会提供にも取り組んでおります。2019年8月に実施された第11回シグマバンクグループ「ビジネス交流

会」では、約350社の参加・来場者900人超と盛況となりました。当金庫の取引先については、**商談成果として39件のマッチング実績を挙げ**ております。

また、シグマバンクグループの業務提携活動として、各金庫単位で「新現役交流会」を実施しております。これは、豊富な実務経験や専門性のある人材が不足しがちである取引先中小企業と新現役(企業を退職した人、退職予定者など)との「人材マッチング」を行う取組みであります。2019年11月に実施された「新現役交流会」では、5名が新現役とのマッチング(個別支援)に至るという成果を挙げております。

なお、2020年度以降の「ビジネス交流会」・「新現役交流会」は共に新型コロナウイルス感染拡大の影響から中止させていただいております。開催を楽しみにしてくださっている皆さまには、ご迷惑をおかけしております。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。





※掲載されている写真は、2019年度 開催のものです。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

◆「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2021年度
新規に無保証で融資した件数	144件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	6.7%
保証契約を解除した件数	38件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

d. 金融仲介の取組み

当金庫本店が所在する江戸川区をはじめ、商工会議所、法人会、中小企業再生支援協議会、中小企業振興公社、日本政策金融公庫等とも連携強化を推し進めるとともに、外部専門機関・諸団体とも幅広く連携しながら、地域金融機関として実効性のあるコンサルティング機能や金融仲介機能を発揮すべく取組み強化を図っております。

◆ 日本政策金融公庫との協調融資商品の推進

2017年10月から、日本政策金融公庫と創業企業向けの「こましん創業サポートローン」、地元中小企業向けの「こましん地域サポートローン」の2つの協調融資商品の取扱を開始し営業店の積極的な推進により、協調融資商品で多くの取扱実績を挙げました。また、2020年2月からは協調融資のラインアップを充実させ、「創業」、「成長」、「事業再生」、「事業承継」の企業のライフステージに合わせた円滑な資金提供と資金調達手段の多様化が、当金庫と日本政策金融公庫との相互連携により可能となりました。



◆ 東京都よろず支援拠点や東都経営力向上センターなどの活用

東京都信用金庫協会が実施機関となっている「東京都よろず支援拠点」は、国が設置する中小企業・創業希望の方などのための経営相談所で「無料で」「何回でも」取引先企業が抱える"よろず"の課題などに対して相談出来る機能を有しています。2021年度には、取引先6企業が同拠点への相談を通じて課題解決に向け取り組みました。

当金庫では、職員のコンサルティング能力向上に努めていますが、特に専門性の高い課題に対しては、即効性や実効性を鑑み、業務連携している外部専門機関への仲介を適時実施しております。

同じく業務連携している「東都経営力向上センター」は中小企業診断士を中核とする他士業専門家を加えた"ワンストップ"の課題解決機能を有する機関です。

同センターは幅広い業務を行っていますが、特に強みとする設備投資などに対する各種補助金・助成金申請に対して、取引先企業の申請書作成に対する事務負担軽減や保有するノウハウを活かした高い採択率を挙げていることから、同センターとの個別相談会実施や取引先企業の依頼に基づき、同センターへの取次を適時実施しています。本取組みは過年度から実施しており、これまでに多くの採択実績を挙げております。



◆「こましんえどがわ創業塾」の開催

当金庫では、経済産業省「産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画特定創業支援等事業」の江戸川区認定連携創業支援事業者として、江戸川区と連携し、江戸川区内で"本気で起業を考えている方"や"創業5年以内でお悩みをお持ちの方"等を対象に、「こましんえどがわ創業塾」を開催しております。

2021年度は、2022年2月19日から3月12日の毎週土曜日に、Zoomによるオンライン形式で全4回開催し、14名の方にご参加いただきました。



地域の活性化・地域貢献

当金庫の髙橋理事長等が、2021年11月 12日に、江戸川北法人会税を考える行事 の一環として、JR小岩駅南口にて無償の マスク配布を実施いたしました。





● 清掃活動の実施(2021年6月15日・11月11日)

地域の美化活動の一環として、職員による店舗周辺のボランティア清掃活動を行っております。加えて毎年、信用 金庫の日及び創立記念日には、通常より多くの役職員が参

加し、より広範囲 でのボランティア 清掃活動を行って おります。



● ペットボトルのキャップ収集活動

NPO法人キャップの貯金箱推進ネットワークの取組みに協賛し、全営業店および本部に「エコキャップ回収BOX」を設置し、役職員だけでなく地域のお客さまからもご協力いただいております。キャップ焼却による CO₂ の発生を防ぐことができると同時に、収集したキャップ



● 子育て支援に対応した商品開発

お客さまのお役に立つ 商品をご提供すべく、子 育て世代のお客さまを対 象として、お子さまの人 数に応じて金利を上乗せ する「ファミリー定期積 金」をご提供しておりま す。(取扱期間:2023年 3月31日まで)



● 江戸川北法人会融資

当金庫では地域の中小企業の皆さま方のお手伝いをするために、江戸川北法人会様と連携して、江戸川北法人

会会員様限定の融資商品 をご用意しております。 ご融資利率は、固定金利 1.5%となっており、直 近3期分の決算書をご用 意いただければ、すぐに ご相談に応じます。

(取扱期間:2023年3月

31日まで)



● 納税応援定期積金

当金庫は地域公的機関や納税貯蓄組合等からのご意見・ご要望を踏まえ、法人・個人事業者の皆さまに納税資金

を計画的にご準備いただくため、店頭金利に金利を上乗せした「納税応援 定期積金」をご提供しております。

(取扱期間: 2023年3月 31日まで)



● お身体の不自由な方に配慮した取組み





■ BCP訓練の実施

地域金融機関として、BCP (業務継続) 態勢整備に資する べく各種危機対応訓練を実施しています。

また、お客さまの安全をお守りするために、全営業店および本部に「非常用ヘルメット」を設置しております。

今後も継続的に各種危機対応訓練の実施や非常用備蓄品等の購入に取り組み、地域のインフラとして大規模地震等を想定した態勢整備の充実を図ってまいります。



🗩 サークル活動

こましんでは、お客さまとの親交を図りながら地域社会の活性化のため、様々なサークル活動を営業店単位で行っております。 2020年度以降については、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、各種サークル活動を中止させていただいております。 開催を楽しみにしてくださっている皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

●レディースクラブ

女性だけのクラブとして、旅行やリクレーション等の行事を随時開催しており、活動を通じて交流会の輪を広げていただ いております。

● こましん会

ゴルフ競技を通じて幅広い年齢層のお客さま同士のご親交を深めていただいております。また、年1回の全店舗合同のゴ ルフ競技会も実施しております。





※掲載されている写真は、2019年度開催のものです。

▶ 地域社会の一員として

地域と共に次の未来へ歩む信用金庫として、地域行事や祭事、イベントなどにも積極的に参画しており、地域活性化に 向けて取り組んでおります。

2021年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの地域行事やイベントなどが中止となりました。



例祭

平井諏訪神社

※掲載されている写真は、2020年度開催のものです。

二. 金融ADR制度への対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備し て苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めております。

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはリスク管理部法務管理課で受け付けています。

- ①苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ②事実関係を把握したうえで、営業店・関連部署とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

小松川信用金庫 リスク管理部 法務管理課

住所 :東京都江戸川区平井6-23-23

:03 (3617) 0548

受付時間:午前9時~午後5時(当金庫営業日)

受付媒体:電話、手紙、面談

全国しんきん相談所((一社)全国信用金庫協会)

住所 :東京都中央区八重洲1-3-7

TFI : 03 (3517) 5825

受付時間:午前9時~午後5時(信用金庫営業日)

受付媒体:電話、手紙、面談

当金庫の他に、(一社)全国信用金庫協会が運営している「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関で も苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは、当金庫リスク管理部法務管理課にご相談ください。また、 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図るこ とも可能ですので、当金庫リスク管理部法務管理課または全国しんきん相談所へお申し出ください。

早くて安心、弁護士会の紛争解決

金融ADR

また、お客様から、上記東京の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の 弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現 地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士については、あらかじめ前記「東京 弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク管理部法務管理課」にお尋ねください。

金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

■ 貸借対照表/資産

■ 貸借对照表/貸産		(単位: 千円		
	第103期 2021.3.31	第104期 2022.3.31		
(資産の部)				
現金	2,728,450	3,334,877		
預け金	30,511,328	18,465,383		
買入金銭債権	34,338	22,043		
有価証券	38,266,535	54,476,203		
国債	2,816,470	2,980,860		
地方債	2,025,270	1,910,000		
社債	21,460,837	22,369,609		
株式	342,410	98,048		
その他の証券	11,621,547	27,117,685		
貸出金	95,751,690	97,337,710		
割引手形	552,176	437,007		
手形貸付	447,728	508,066		
証書貸付	94,121,239	95,782,022		
当座貸越	630,546	610,613		
その他資産	963,507	960,068		
未決済為替貸	43,143	53,240		
信金中金出資金	628,100	628,100		
前払費用	7,195	6,807		
未収収益	193,814	234,068		
その他の資産	91,255	37,851		
有形固定資産	2,528,944	2,551,336		
建物	242,074	248,091		
土地	2,043,271	2,043,271		
リース資産	102,000	112,569		
その他の有形固定資産	141,598	147,404		
無形固定資産	23,468	21,432		
ソフトウェア	9,770	7,799		
その他の無形固定資産	13,697	13,632		
前払年金費用	29,103	33,796		
繰延税金資産	158,713	203,578		
債務保証見返	142,937	109,231		
貸倒引当金	△ 226,419	△ 191,573		
(うち個別貸倒引当金)	(△ 153,367)	(△ 106,612)		
その他の引当金	_	_		
資産の部合計	170,912,600	177,324,089		

(単位: 千円) ■ 貸借対照表/負債及び純資産

(単位: 千円)

- 貝旧刈窓衣/ 貝貝	及し代貝圧	(単位: 千円)	
	第103期 2021.3.31	第104期 2022.3.31	
(負債の部)			
預金積金	160,367,056	166,726,306	
当座預金	2,058,071	2,092,694	
普通預金	71,059,134	76,058,018	
貯蓄預金	1,901,998	1,781,664	
通知預金	298,270	229,619	
定期預金	78,181,003	80,078,734	
定期積金	5,973,874	5,743,039	
その他の預金	894,703	742,535	
借用金	1,237,200	1,196,200	
借入金	1,237,200	1,196,200	
その他負債	398,147	450,040	
未決済為替借	46,529	46,334	
未払費用	108,520	100,195	
給付補填備金	9,108	11,123	
未払法人税等	12,784	21,662	
前受収益	19,422	19,418	
払戻未済金	3,958	4,690	
払戻未済持分	220	130	
職員預り金	32,118	38,246	
リース債務	102,000	116,922	
資産除去債務	805	1,804	
その他の負債	62,678	89,512	
賞与引当金	55,090	57,037	
退職給付引当金	182,252	166,790	
	85,300	95,700	
睡眠預金払戻損失引当金	9,623	10,510	
偶発損失引当金	57,770	61,890	
繰延税金負債	_	_	
再評価に係る繰延税金負債	256,846	256,938	
債務保証	142,937	109,231	
負債の部合計	162,792,225	169,130,646	
(純資産の部)			
出資金	531,723	534,942	
普通出資金	531,723	534,942	
利益剰余金	7,595,698	7,778,309	
利益準備金	523,781	531,723	
その他利益剰余金	7,071,917	7,246,586	
特別積立金	6,350,000	6,350,000	
(本部・本店建築積立金)	(350,000)	(350,000)	
当期未処分剰余金	721,917	896,586	
処分未済持分	△ 6,935	△ 1,280	
会員勘定合計	8,120,487	8,311,972	
その他有価証券評価差額金	△ 164,569	△ 282,894	
土地再評価差額金	164,457	164,365	
評価・換算差額等合計	△ 112	△ 118,529	
純資産の部合計	8,120,374	8,193,442	
負債及び純資産の部合計	170,912,600	177,324,089	

● 貸借対照表の注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

野平均法による原画法により行うとおります。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入 法により処理しております。

3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。) 並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物 については定額法)を採用しております。 については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年~50年

10年~ 50年 5年~ 20年

その他

- 4.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいた定額法によって償却 しております。
- 5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約 上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以 外のものは零としております。
- 6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付し ております。
- 7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり 計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下 のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の のなの書きに記載されている自接が、機関の心臓海血線がり、追係の 処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その 残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、 今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下 「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保 の処分可能見込額など保証による回収可能見込額を控除し、そ の残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める

額を計上しております。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額 又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失 額は1年間又は3年間の貸倒実績を基準とした貸倒実績率の過 去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算出しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策関連融資を利用する債務者に対する債権について、一定の仮定に基づいて今後1年間又は3年間の貸倒 損失の増加額を見積り、一般貸倒引当金を追加計上しておりま 損失の増加額を見積り、一般貸倒引当金を追加計上しております。これに伴う一般貸倒引当金の額は、40百万円であります。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融

資部(営業関連部署)の協力の下にリスク管理部(資産査定部署) が資産査定を実施しており、当該部署から独立した経営監査部 (資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等につ いては、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と 認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額か

- ら直接減額しており、その金額は198百万円であります。 8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対す る賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上して おります。
- 9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額 を計上しております。

数理計算上の差異については、各発生年度の職員の平均残存 勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により、翌事業年度 から費用処理しております。

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない ため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理し ております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体 の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明 は次のとおりであります

(1)制度全体の積立状況に関する事項(2021年3月31日現在)

年金資産の額 1,732,930百万円

年金財政計算上の数理債務の額と

最低責任準備金の額との合計額 差引額

1,817,887百万円 △84,957百万円

(2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

2021年3月分 0.1410%

(3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務 債務残高178,469百万円であります。本制度における過去勤務

債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり 当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特 別掛金27百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合

- は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備える ため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、 預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて 発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備える ため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 13. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であ り、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その 他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料」、 為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の 内国為替業務に基づくものであります。

「当時間音楽務」に登り、1007とかります。 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点 で収益を認識しております

- で収益を認識しております。

 14. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

 15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

賃倒引当金 191百万円 (上記のうち新型コロナウイルス感染症の影響を主因として 信用リスクが高まった債務者に対する引当66百万円)

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7. に記載し ております。

貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判 定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区 分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の 収益獲得能力を個別に評価し設定しております。なお、個別貸出 先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した 場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重 要な影響を及ぼす可能性があります

- 16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債 権総額 67百万円
- 17. 有形固定資産の減価償却累計額 1,758百万円
- 18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部に ついては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用し ております。
- 19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法 律に基づく債権は次の通りであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 342百万円 危険債権額 1,766百万円 三月以上延滞債権額 63百万円 貸出条件緩和債権額 169百万円 合計額 2,343百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、 既在大工資庫及じておりてデッる資権とは、政法学が研究、 更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻 に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であ

ります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものでありませ

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることができます。

予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出 金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三 月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります

- 20. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融 取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形 は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有 しておりますが、その額面金額は437百万円であります。
- 21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

信金中金預け金 1,400百万円

担保資産に対応する債務 借用金

1,196百万円

上記のほか、日本銀行歳入代理店保証金として、有価証券を101百万円、為替決済保証金として、預け金を1,300百万円、また、東京都水道局担保及び千葉県水道局担保として、現金4百万 円、また、手形交換決済取引の保証金として、現金1百万円を差 し入れております。

22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34

号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額について は、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金 負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政 令第119号) 第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑 定士補による鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、 近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出してお

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業 年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の 帳簿価額の合計額との差額 △428百万円 23. 出資1口当たりの純資産額 767円66銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金 無業務を行っております。 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資

産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客 様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満 期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しておりま

です。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性

リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理

当金庫は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対 応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行わ れ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、 審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、経営監査部がチェッ クしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部 において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管 理しております。

市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理してお

ALMに関する規程及び要領並びにリスク管理要領等に おいて、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、 ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づ き、常務会(リスク検討会議)において実施状況の把握・確 認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分 析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報 告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM 委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程 に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行って おり、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタ リングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 これらの情報は経営企画部を通じ、理事会及び常務会等

において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報 当金庫では、「有価証券」のうち債券と株式及び投資信託、 「預け金」のうち仕組預け金、そのほか買入金銭債権及び仕 組貸出金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得 したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理して

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、2022年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で 1,177百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、 通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下にお けるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資

金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法につい ては(注1)参照)。なお、市場価格のない非上場株式は、次表に は含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しており ます。

(単位:百万円)

(+12.17)										
(1)預け金(*1)	18,465	18,465	_							
(2)有価証券	54,469	54,338	△ 131							
満期保有目的の債券	6,703	6,572	△ 131							
その他有価証券	47,766	47,766	_							
(3)貸出金(*1)	97,337									
貸倒引当金(*2)	△ 191									
	97,146	97,879	733							
金融資産計	170,081	170,682	601							
(1)預金積金(*1)	166,726	166,847	121							
(2)借用金(*1)	1,196	1,214	18							
金融負債計	167,922	168,062	140							

- (*1)預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除 しております。
- (注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似してい ることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利(スワッ プ)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載してお ります。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関 から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。 なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項につい

ては26.から28.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する-般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定 し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来 キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対 照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の 額。以下「貸出金計上額」という。)
- (1) (①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額 (1) (①以外のうち、 固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ)で割り 引いた価額

貸出金のうち、返済期限を設けていないもの及び返済見込み 期間が12カ月以内で短期間のものは、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価 は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り 引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金 を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期 関が短期間(12カモリスト)のよのは、時価は無管価額と近り上で 間が短期間(12カ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似して いることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借用金

借用金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利(ス ワップ)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載し ております。

(注2)市場価格のない金融商品は次のとおりであり、金融商品の時 価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区	分	貸	借	対	照	表	計	上	額
非上場株式									6
合	計								6

非上場株式については、市場価格がないため時価開示の対象 とはしておりません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであ ります。

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種		類	貸借対照表計 上額	時 価	差額
時価が貸借	玉		債	1,003	1,150	147
対照表計上	地	方	債	_	-	_
	社		債	_	_	_
額を超える	そ	の	他	_	_	_
もの	小		計	1,003	1,150	147
時価が貸借	国		債	_	_	_
対照表計上	地	方	債	_	-	_
初思表訂工額を超えな	社		債	300	281	△ 18
	そ	の	他	5,400	5,140	△ 259
いもの	小		計	5,700	5,421	△ 278
合			計	6,703	6,572	△ 131

■その他有価証券

(単位:百万円)

	種				差額
	株	式	_	-	-
貸借対照表	債	券	13,815	13,697	118
計上額が取	国	債	1,009	999	10
得原価を超	地 方	債	1,910	1,899	10
	社	債	10,895	10,797	98
えるもの	その	他	4,629	4,339	289
	小	計	18,444	18,037	407
	株	式	98	111	△ 13
貸借対照表	債	券	12,141	12,340	△ 198
計上額が取	国	債	967	992	△ 25
	地 方	債	_	-	_
得原価を超 えないもの	社	債	11,174	11,347	△ 173
	その	他	17,088	17,676	△ 588
	小	計	29,328	30,128	△ 800
合		計	47,773	48,165	△ 392

27. 当事業年度中に売却した満期保有目的有価証券

(単位:百万円)

					売却益の合計額	売却損の合計額
株		式		-	-	_
債		券		-	_	-
玉		債		- [-	_
地	方	債		- [-	_
社		債		- [-	_
そ	の	他	50	0	-	_
合		計	50	00	-	_

(売却の理由)参照金利Liborの恒久的廃止に伴い、購入証券会 社からのLiborを参照する保有ユーロ円債の売却要請に応じた ものであります。

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

						(+4:473137
					売却益の合計額	売却損の合計額
株		式	14	47	5	4
債		券	20	00	0	0
玉		債		-	-	_
地	方	債		-	_	_
社		債	20	00	0	0
そ	の	他	81	13	0	155
合		計	1,16	51	6	159

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧 客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された 条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行 残高は、2,603百万円であります。このうち契約残存期間が1年

以内のものが1,627百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来 のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これら の契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相 当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の 上絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価 証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予 め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要 に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、 それぞれ次のとおりであります。

> 繰延税金資産 貸倒引当金 退職給付引当金

59百万円 46

減価償却超過額	7
役員退職慰労引当金	26
賞与引当金	15
その他有価証券評価差額金	109
その他	39
繰延税金資産小計	306
将来減算一時差異の合計に係る	
評価性引当額	△102
繰延税金資産合計	203
繰延税金負債	
資産除去債務対応費用	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産の純額	203百万円

31. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年 3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽 微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに 従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税 等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を 控除しておりません。

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計 基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに 従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来 にわたって適用しております。 なお、この適用による影響はありません。

32. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令 第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊 急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示 しております。

■ 損益計算書 (単位: 千円)

· 决皿可并自		(単位・十
科目	第103期 2021.3.31	第104期 2022.3.31
経常収益	2,529,485	2,276,334
資金運用収益	2,164,643	2,086,711
貸出金利息	1,498,509	1,613,494
預け金利息	10,383	4,500
有価証券利息配当金	639,815	453,015
その他の受入利息	15,935	15,701
役務取引等収益	152,330	139,790
受入為替手数料	75,040	62,925
その他の役務収益	77,290	76,864
その他業務収益	158,463	4,287
外国為替売買益	-	_
国債等債券売却益	134,628	581
その他の業務収益	23,834	3,705
その他経常収益	54,048	45,544
貸倒引当金戻入益	15,033	24,731
償却債権取立益	4,514	15,094
株式等売却益	34,065	5,682
その他の経常収益	434	36
経常費用	2,328,953	2,032,185
資金調達費用	48,625	47,338
預金利息	35,977	35,210
給付補填備金繰入額	5,928	5,603
借用金利息	6,542	6,326
その他の支払利息	176	198
2 後	156,636	156,089
文扬权引导复用 支払為替手数料	23,496	20,577
その他の役務費用	133,139	135,512
_ その他の反務員用 その他業務費用	447,323	135,569
その他来務員用 	447,323	133,309
国債等債券売却損	441,951	135,280
その他の業務費用	5,372	289
	1,599,661	1,657,356
人件費	1,047,942	1,085,739
物件費	521,197	498,229
税金 7.0.4.4.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	30,521	73,387
その他経常費用	76,707	35,831
貸倒引当金繰入額		- 45.402
貸出金償却	3,580	15,402
株式等売却損	28,781	4,777
その他の経常費用	44,344	15,652
経常利益(△は経常損失)	200,531	244,148
特別利益	4,580	
固定資産処分益	4,580	
特別損失	1,520	115
固定資産処分損	546	115
□ 減損損失	974	_
税引前当期純利益	203,590	244,033
法人税、住民税及び事業税	23,200	49,950
法人税等調整額	12,477	1,000
法人税等合計	35,677	50,950
当期純利益	167,912	193,083
繰越金(当期首残高)	524,243	703,503
土地再評価差額金取崩額	29,760	_
当期未処分剰余金	721,917	896,586

<損益計算書の注記>

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり当期純利益金額18円22銭
- 3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

以 上

■ 剰余金処分計算書

(単位:円)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
科目	第103期 2021.3.31	第104期 2022.3.31
当期未処分剰余金	721,917,328	896,586,721
剰余金処分額	18,413,892	13,766,559
利益準備金	7,941,450	3,219,250
普通出資に対する配当金	10,472,442	10,547,309
(配当率%)	2.0	2.0
特別積立金	_	_
繰越金(当期末残高)	703,503,436	882,820,162

口. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ)
- (4)貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
- (5)正常債権

■ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位: 百万円、%)

		X			分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等によ る回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/ (a – c)
	産 更				2020年度	511	511	472	38	100.00	100.00
J	れらし	こ準っ	ずる′	債 権	2021年度	342	342	328	14	100.00	100.00
危	険		債	権	2020年度	1,714	1,635	1,520	114	95.42	59.42
厄	PX		貝	惟	2021年度	1,766	1,676	1,584	91	94.88	50.45
要	管	理	債	権	2020年度	142	86	86	0	60.89	0.23
安	E	垤	順	惟	2021年度	233	184	184	0	78.93	0.33
	Ξ	月	以	上	2020年度	8	8	8	0	100.00	100.00
	延	滞	債	権	2021年度	63	63	63	0	100.00	100.00
	貸	出	条	件	2020年度	133	78	77	0	58.29	0.23
	貸 緩	和	債	権	2021年度	169	120	120	0	71.01	0.33
ds		=1		(A)	2020年度	2,367	2,233	2,080	153	94.33	53.35
小		計		(A)	2021年度	2,343	2,203	2,096	106	94.03	43.33
正	些	/±	権	(D)	2020年度	93,673					
正	常	債	惟	(B)	2021年度	95,264					
445	上层珠:	☆ / ∧	١.,	(D)	2020年度	96,040					
	与信残				2021年度	97,607		工姓即拉 西北王娃目	即从内中立之签の事件		

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者 に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 - 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」
 - 4. |三月以上延滞債権]とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、|破産更生債権及びこれらに準ずる債権] 及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 - 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 - 6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 - 7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 - 6. 「資岡的自立」(は)には、正常資権に対する一級資助自立を係がで訂上しております。 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及 び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに 限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券 の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

バーゼルⅢ (新しい自己資本比率規制) への取り組み

【BIS規制】

BIS規制とは、国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準のことで、バーゼル合意ともいいます。 自己資本比率の算出方法や最低基準等を定め、国際間における金融システムの安定化や、銀行間競争の不平等を是正す ることなどを目的として、1992年から適用が開始され、以降バーゼルⅡを経て、現在、バーゼルⅢまで進展しています。

【バーゼルⅡ (新しい自己資本比率規制)】

国際社会における金融システムの複雑化を踏まえつつ、より実態に適した内容に見直しされたものをバーゼル**II** (新しい自己資本比率規制)とよび、当金庫のような国内のみにて活動する「国内基準行」については2014年3月期より適用となっています。

バーゼルⅢにおいて、国内基準行の規制については、我が国の実情を十分に踏まえ、金融機関の健全性確保や金融仲介機能の発揮が求められており、国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率 (4%) を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案した内容となっています。

2014年3月期から適用開始原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら段階的に実施していきます。 また、2019年3月期から告示に基づきIRRBB(銀行勘定の金利リスク)のうち定量的開示の対象となる⊿EVEを開示し、 2020年3月期から⊿NIIを開示しております。

当金庫では、本規制に真摯に取り組み所定の手続きを経て、適正な情報開示を行っております。

自己資本の充実の状況

● 当金庫の自己資本充実の状況等について

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本の調達につきましては、地域のお客様による (普通) 出資金としてお預りしているもののほか、当金庫が内部留保として積み立てているものが中核となります。

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

新しい自己資本比率規制では、バーゼルIIにおいて主に基本的項目 (Tier1)と補完的項目 (Tier2)で構成されていた自己資本が「コア資本」に括られました。

コア資本とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心にしつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出 資及び一般貸倒引当金等を加えたものから構成されます。

当金庫の自己資本の充実度に関しましては、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、新しい自己資本比率規制下においても国内基準である4%を上回っております。

また、各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られており、経営の健全性・安全性を充分保っていると認識しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

また、期中において簡易的手法により、時点における自己資本比率の算出にも取り組んでいます。

■ 信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、個人や企業への貸出金債権などが財務・業況悪化などの要因により、その元金又は利息の回収が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、貸出金債権に対する信用リスクを管理すべき最重要なリスクであると認識し、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則を踏まえ厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

当該信用リスクの評価につきましては、当金庫では信用リスクの計量化手法の高度化・精緻化に向け、現在、しんきん共同センターの融資統合システムの持つ機能を活用し、信用 VaRの計測を月次で実施しています。更に大口債務者のデフォルトが金庫経営に与える影響が大きいことから、未保全額が顕在化した場合に自己資本に及ぼす影響をストレステストの一環として実施しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク検討会議や ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事 会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先のうち大口債務者(与信額2億円以上)については、過去の回収実績を基に回収見込額を算定し未保全額から控除し残額を計上、他の債務者については、未保全額に対して貸倒実績率に基づいた貸倒損失率を乗じて算出しております。実質破綻先、破綻先については、未保全額に対し全額を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

また、保有する有価証券等の信用リスクについてもベンダーが提供しているシステムを用い、定量的なリスクを検討するほか、 個別銘柄の価格下落が信用リスクに起因するものかなど、ベンダーシステムや証券会社等からの情報収集を行うなど日次管理しています。

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額 (リスクアセット額) を算出するために使用する資産や債務者の種類ごとの掛目のことで、当金庫はあらかじめ定められたリスクウェイトを使用する標準的手法を採用しており、リスクウェイトの判定に適格格付機関の信用評価 (外部格付) の区分ごとに定められたリスクウェイトを使用しております。

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ·株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング (S&P)

■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続き概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の審査において資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとし担保や保証に過度に依存しない姿勢に徹しております。審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱に努めております。

当金庫では、以下の手法を採用しています。

①適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残 高の範囲内として担保額を信用リスク削減額としています。

②貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない定期預金と定期積金の一部を相殺しています。信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金については全額、貸出金の残存期間を下回る預金については、定められたルールに基づき調整率を乗じた額としています。

③保証

国、地方公共団体、政府関係機関及び適格格付機関により一定以上の格付が付与されている法人が保証している債権(保証部分に限定)について、原資産及び債務者のリスクウェイトに代えて当該保証人のリスクウェイトを適用しています。

■ 市場リスクに関する事項

リスク管理の方針

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフ・バランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、一般的に確立された派生商品を含む市場取引による運用や、自己の ALMポジションのヘッジ等に取引を限定した、

いわゆる「限定的なエンドユーザー型」を基本方針とし、当金庫の行う市場取引の規模・特性に即したリスク管理を行っています。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

出資等エクスポージャーにかかるリスク認識については、当金庫の自己資本等に与える影響度合い及びリスク管理態勢に合う 運用に努め、適正な収益を確保することを基本方針としております。

なお、保有する株式等について時価評価の下落要因についてベンダーシステムや証券会社等からの情報収集を行い、今後の見通しなどの分析を行っています。

簿価からの10%以上下落をロスカットアラームポイント、30%以上下落をロスカットポイントと定め、資金運用会議の実施や常務会への報告及び協議を行い、継続保有あるいはロスカットするかの判断を実施しています。

また、当該取引における会計処理においては、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び金融商品会計に関する実務指針に従い適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、さまざまな経済環境の変化に伴い、市場金利が変動することにより、資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では金利リスクを重要なリスクの一つとして捉え、この事象に対応するためにその他の市場リスク(株式リスク、為替リスク等)との関係性を考慮しながら、金利リスクを一体的に管理しています。

具体的には、ベンダー提供システムを用い経済価値変化の指標である ZEVEや期間損益の変化の指標 ZNIIの複数の金利ストレスシナリオに基づく計測を行うなど、銀行勘定の金利リスク量を総体的に管理しております。その他、最大予想損失率 (VaR)や BPVなどの手法により計測・分析した金利リスクについては、自己資本との見合いや期間収益への影響度、リスク量が過大となっていないか等を ALM委員会およびリスク検討会議 (原則月次開催)等に報告し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールを図るべく協議を行っております。

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金 (当座預金や普通預金等) の満期の認識や住宅ローンの期限前返済および定期預金の早期解約によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は以下のとおりです。

流動性預金については、明確な金利改定間隔がなく、お客様の要望によって随時払い出される預金であるため、長期間金融機関に預けられるコア預金(①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在残高の50%相当額、以上のうち最小の額)と定義し、当金庫では満期を5年以内(平均2.5年)に振り分けて金利リスクを計測しています。当金庫においては前記③を使用しております。

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

内部モデルは使用しておらず、⊿EVEおよび⊿NIIに重要な影響を及ぼす事項は該当がありません。

当期の重要性テスト (金利リスク (\triangle EVE \angle 自己資本の額) の結果は、監督上の基準値である20%以内に収まっており、問題のない水準となっています。

また当金庫では、⊿EVEおよび⊿NIIに加え、VaRによるリスク量を計測・分析しております。統合リスク管理では、VaRで計測されるリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかどうかを月次でモニタリングしております。その他 BPV等の金利リスク管理指標等についても定期的にモニタリングしており、モニタリング結果については ALM委員会およびリスク検討会議等に報告しております。

流動性リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引が出来ない、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク管理については、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り態勢を整備することを基本方針としております。

資金繰りについては、資金繰りの状況をその逼迫度に応じて平常時、懸念時、危機時に区分し対応を図る態勢とし、日次、月次ベースの資金繰り管理を行い、即時に換金できる流動性の高い資金(支払準備資産)が預金積金期中平残の一定割合以上を確保するよう管理し、毎月その状況についてリスク検討会議に報告しています。なお、緊急時の資金調達手段としては、信金中金からの資金調達や即時性の高い国債等の売却による資金調達も調達手段として想定しています。BCP(業務継続計画)の観点からも、発生事象毎に対応策を事前想定するなど、実効性の高い支払準備資産確保の具体的検討を進めてまいります。

■ オペレーショナルリスクに関する事項

オペレーショナルリスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、サイバーテロや災害等の事象から生じる損失に係るリスクのことで、特に事務リスクとシステムリスクについては重要度の高いリスクと認識しております。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正をおこすことにより当金庫が損失を被るリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

今後、オペレーショナルリスクの管理高度化に向け、「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」も対象として管理強化を図っていきます。

事務リスク管理方針及び手続きの概要

事務リスク管理においては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程の整備・指導を図るとともに、厳正な事務管理に努めることを基本方針としています。

事務リスク管理担当部署による自店検査や営業店臨店指導を行うとともに、原則毎月1回開催されるリスク検討会議に状況を報告し、事務リスク軽減に向けた検討を行っています。

システムリスク管理方針及び手続きの概要

システムリスク管理においては、経営方針、経営計画に従い、当金庫の情報資産保護のための管理体制をしんきん共同センター 等と連携しながら整備し、適切なシステムリスク管理運営を図ることを基本方針としています。

基幹システムについては、しんきん共同センターに加盟し、システムの安全管理への対応を図っております。

オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用していますが、リスク管理の高度化を図る中でより実態に即したリスク額算出手法についても、情報収集・研究を進めてまいります。

単体における事業年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

		(単位:日万円、%)
項 目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,110	8,301
うち、出資金及び資本剰余金の額	531	534
うち、利益剰余金の額	7,595	7,778
うち、外部流出予定額 (△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	△ 6	Δ1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	73	84
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	73	84
うち、適格引当金コア資本算入額		_
プラ、週刊ココエコノ 貝不昇八版 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本 調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに 相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	62	41
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,245	8,428
コア資本に係る調整項目	(2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	23	21
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	21
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	_	_
- 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
- 通りでは、対したアンコがした自己資本に相当する。 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	29	33
問題中華員用の領 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
		_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	_	_
特定項目に係る10パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る15パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 自己資本	52	55
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	8,192	8,372
	3)	0,372
信用リスク・アセットの額の合計額	80,115	85,653
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 285	- 35,055
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 285	_
うち、上記以外に該当するものの額		_
	3,812	3,842
イベレーショナル・サスク相当般の占計級を8/パーピントで除して特た級	3,012	3,042
オペレーショナル・リスク相当額調整額 リスク・アセット等の額の合計額 (二)	02.020	- 00.404
リスク・アセット等の額の合計額 (二) 自己資本比率	83,928	89,496
自己資本比率((ハ) / (二))	9.76	9.35
(2) 白口次十以來の符出十分十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	/./ 0)

⁽注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

●自金融のののには対しては、 を取るないでは、 を取るないでは、 をでするののでは、 をでするのでは、 をでするのでは、 をでするのでは、 をでするのでは、 は営部存本の的もには、 をでするのでは、 は営部存本ののもには、 をでするのできる。 はできるのできる。 はできるのできる。 はでは、 はでは

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

)年度		1年度
	- A 51		所要自己資本額	リスク・アセット	
『用リスク・アセット、所要自己資本		80,115	3,204	85,653	3,4
①標準的手法が適用されるポートフォリ	オごとのエクスポージャー	80,262	3,210	85,479	3,4
現金		-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行	亍向け	_	-	_	
外国の中央政府及び中央銀行	句け	39	1	134	
国際決済銀行等向け		_	_	_	
我が国の地方公共団体向け		_	_	_	
外国の中央政府等以外の公共	部門向け	12	0	41	
国際開発銀行向け		_	_	_	
地方公共団体金融機構向け		-	_	30	
我が国の政府関係機関向け		99	3	99	
地方三公社向け		1	0	2	
金融機関及び第一種金融商品	収引業者向け	8,628	345	6,089	2
法人等向け	MOTOR HT 317	22,627	905	31,018	1,2
中小企業等向け及び個人向け		20,892	835	21,022	.,2
抵当権付住宅ローン		3,442	137	3,197	1
不動産取得等事業向け		7,513	300	7.098	2
3月以上延滞等		393	15	582	2
取立未済手形		19	0	10	
信用保証協会等による保証付		1,159	46	1,202	
	総# 竿/- トス/Q≕/-/-	1,159	46	1,202	
株式会社地域経済活性化支援	成件守による休祉的		1		
出資等		1,725	69	1,360	
出資等のエクスポージャー		1,725	69	1,360	
重要な出資のエクスポージ	ヤー	-	-	-	-
上記以外		13,707	548	13,590	5
他の金融機関等の対象資本 普通出資等及びその他外部 該当するもの以外のものに	『TLAC関連調達手段に	475	19	475	
信用金庫連合会の対象普通本に係る調整項目の額に第 係るエクスポージャー		628	25	628	
特定項目のうち調整項目に るエクスポージャー	算入されない部分に係	_	_	-	
総株主等の議決権の百分 保有している他の金融機 TLAC関連調達手段に関す	関等に係るその他外部	-	-	-	
総株主等の議決権の百分のしていない他の金融機関等に連調達手段のうち、その他タ係る5%基準額を上回る部分	孫るその他外部TLAC関部TLAC関連 部TLAC関連調達手段に	_	_	_	
上記以外のエクスポージャ	_	12,603	504	12,487	4
②証券化エクスポージャー		_	_	_	
	TC要件適用分	_	_	_	
	STC要件適用分	_	-	_	
再証券化		_	-	_	
(3)リスク・ウェイトのみなし計算が適用	されるエクスポージャー	138	5	174	
ルック・スルー方式		138	5	174	
マンデート方式		-		-	
蓋然性方式(250%)		_	_	_	
蓋然性方式 (400%)					
	\	_	_		
フォールバック方式 (1,250%		_	_	_	
④経過措置によりリスク・アセットの			-	_	
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に 経過措置によりリスク・アセットの額に	算入されなかったものの額	△ 285	△ 11	_	
⑥CVAリスク相当額を8%で除し		_	-	_	
⑦中央清算機関関連エクスポージ		_	-		
†ペレーショナル・リスク相当額の合言	額を8%で除して得た額	3,812	152	3,842	1
単体総所要自己資本額(イ+ロ)		83,928	3,357	89,496	3,5

⁽注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

^{2. 「}エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

^{3. 「3}月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

^{4.} 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

^{5.} 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

(2) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

、	וייוניה נו אי	1/1.7.							(早	位,日万円)
エクスポージャー			信用リス	クエクスポ	ージャーの	期末残高				
区分 地域区分 業種区分			貸出金、コミ 及びその他の 以外のオフ・	デリバティブ		券	デリバテ	ィブ取引	3月以. エクスポ	
期間区分	2020年度 20	021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
国内	166,868 1	156,287	95,940	97,487	28,433	24,300	_	_	333	286
国 外	6,799	23,640	_	_	6,799	23,640		_	_	-
地 域 別 合 計	173,667 1	179,927	95,940	97,487	35,233	47,940	_	_	333	286
製 造 業	16,071	17,222	8,971	8,922	7,099	8,299	_	_	34	16
農業	83	80	83	80	_	_	_	_	_	_
林 業	_	-	-	-	_	_	_	_	-	_
漁業	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	300	600	_	_	300	600	_	_	_	-
建設業	12,620	13,000	12,320	12,800	300	200	_	_	5	101
電気・ガス・熱供給・水道業	1,268	2,165	68	64	1,200	2,100	_	-	-	-
情 報 通 信 業	1,107	2,337	307	337	800	2,000	_	-	-	-
運輸業	5,610	6,681	3,010	3,080	2,600	3,600	_	-	0	-
卸売業、小売業	8,412	9,257	6,712	6,457	1,700	2,800	_	_	23	2
金融 化保険業	9,680	14,557	279	257	9,400	14,300	_	_	_	_
不 動 産 業	28,058	28,981	23,959	25,081	4,099	3,900	_	_	142	160
物品賃貸業	0	1,600	0	_	_	1,600	_	-	_	_
学術研究、専門・技術サービス業	888	947	888	947	_	_	_	-	-	-
宿 泊 業	69	85	69	85	_	_	-	-	-	-
飲食業	2,481	2,436	2,481	2,436	_	_		_	-	_
生活関連サービス業、娯楽業	1,954	2,058	1,954	2,058	_	_	_	_	-	-
教育、学術支援業	439	298	439	298	_	_	_	_	-	-
医療、福祉	1,239	1,797	1,239	1,797	_	_		-	-	_
その他のサービス業	4,723	5,143	4,323	4,243	400	900		-	-	_
国・地方公共団体等	7,332	7,639	_	_	7,332	7,639		_	-	-
個 人	28,689	28,375	28,689	28,375	_	_	_	_	126	5
そ の 他	42,644	34,669	140	163	_	_	_	_	_	_
業 種 別 合 計	173,667 1	179,927	95,940	97,487	35,233	47,940	_	_	333	286
1 年 以 内	49,194	43,974	3,805	4,387	2,891	5,084	_	_		
1年超3年以内	11,587	9,146	3,633	2,928	7,953	6,218	_	_		
3年超5年以内	10,435	12,427	4,451	7,665	5,983	4,761	_	_		
5年超7年以内	13,034	11,944	9,661	6,772	3,373	5,172	_	-		
7 年 超 10 年 以 内	31,606	44,076	19,274	20,670	12,332	23,405	_	_		
10 年 超	57,634	58,093	54,935	54,894	2,699	3,199	_	-		
期間の定めのないもの	177	267	177	167	0	100	_	-		
残存期間別合計	173,667 1	179,927	95,940	97,487	35,233	47,940	_	_		

⁽注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

口、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

						(+12.11)
			小 扣 拼 扣 空	当期派	期末残高	
		期首残高	当期増加額	目的使用その他		别不"及同
机伐回口业人	2020年度	69	73	_	69	73
一般貸倒引当金	2021年度	73	84	-	73	84
個別貸倒引当金	2020年度	214	153	42	172	153
间 別 貝 凶 기 彐 並	2021年度	153	106	10	143	106
合 計	2020年度	283	226	42	241	226
	2021年度	226	191	10	216	191

^{2. 「3}月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

^{3.} 上記の「その他」は、個々の資産の全部又は一部について業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

		個別貸倒引当金	貸出金償却			
	期末		増減	東山亚 阆却		
	2020年度	2021年度	↓百 <i>i</i> 则、	2020年度	2021年度	
製 造 業	109	88	△ 20	_	1	
農業	_	_	-	_	-	
林 業	_	_	-	_	-	
漁業	_	_	-	_	-	
鉱業	_	_	1	_	-	
建設業	_	_	_	_	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	-	
情 報 通 信 業	_	_	-	_	-	
運輸業	1	2	1	_	-	
卸 売 業、 小 売 業	3	2	△1	14	14	
金融 化保険業	_	_	_	_	-	
不 動 産 業	5	_	△ 5	11	_	
物 品 賃 貸 業	_	_	-	_	-	
学術研究、専門・技術サービス業	_	_	-	_	-	
宿泊業	_	_	_	_	-	
飲 食 業	0	0	0	_	_	
生活関連サービス業、娯楽業	_	_	-	_	-	
教育、学習支援業	_	_	-	_	-	
医療、福祉	_	_	-	_	-	
その他サービス	0	2	2	_	-	
国・地方公共団体等	_	-	_	_	-	
個 人	33	10	△ 23	19	0	
合計	153	106	△ 46	45	16	

[※]当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額							
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	2020)年度	2021年度					
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し				
0%	2,839	10,620	2,995	11,203				
10%	1,418	26,741	-	29,948				
20%	33,802	463	32,429	895				
35%	-	9,813	-	9,128				
40%	507	-	-	-				
50%	20,979	328	28,011	559				
55%	_	-	-	_				
70%	1,172	-	-	-				
75%	-	23,006	-	22,364				
100%	5,831	32,279	4,940	34,418				
120%	595	-	-	-				
150%	176	203	-	376				
170%	184	-	-	-				
250%	_	14	-	29				
自己資本控除		-	-	_				
合 計	67,507	103,470	68,377	108,923				

⁽注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融	資産担保	保	証
ポートフォリオ	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポー ジャー	1,125	999	10,855	11,647

⁽注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

^{2.} エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

自己資本の充実の状況

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位	:	百万円)
-----	---	------

	2020)年度	2021年度			
区分	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価		
上場株式等	229	229	91	91		
非上場株式等	106	_	6	_		
合 計	336	229	98	91		

口、出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
売 却 益	34	5
売 却 損	28	4
償 却	_	-

⁽注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
評価損益	△ 3	△ 13

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,201	4,414
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	_	_

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク									
					Ξ				
項番		⊿E	VE	ا∆					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	1,631	1,449	429	475				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3	スティープ化								
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	1,631	1,449	429	475				
				^					
		当其	月末	前期末					
8	自己資本の額	8,3	72	8,192					
(\\\\ \ \ \ \ TII									

⁽注)金利リスクの算定方法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)有価証券

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

				2020年度			2021年度		
				貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
	国		債	1,003	1,174	170	1,003	1,150	147
時価が貸借	地	方	債	_	_	_	-	_	-
対照表計上額を	社		債	-	-	_	-	-	-
超えるもの	そ	の	他	1,000	1,012	12	_	_	_
	小		計	2,003	2,186	183	1,003	1,150	147
	国		債	_	_	_	-	_	_
時価が貸借	地	方	債	_	_	_	_	_	_
対照表計上額を	社		債	_	_	_	300	281	△18
超えないもの	そ	の	他	500	497	△ 2	5,400	5,140	△259
	小		計	500	497	△ 2	5,700	5,421	△278
合		計		2,503	2,684	181	6,703	6,572	△131

⁽注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

4. その他有価証券 (単位: 百万円)

				2020年度			2021年度				
						貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	株				式	208	203	4	_	-	_
∜#₩ ₩ ≢	債				券	16,524	16,321	202	13,815	13,697	118
貸借対照表 計上額が			国		債	1,221	1,199	21	1,009	999	10
取得原価を			地	方	債	2,025	1,999	25	1,910	1,899	10
超えるもの			社		債	13,277	13,122	155	10,895	10,797	98
旭ルの 00 0	そ	C	り		他	3,146	3,099	47	4,629	4,339	289
	小				計	19,879	19,625	254	18,444	18,037	407
	株				式	128	136	△ 7	98	111	△13
谷供社 四丰	債				券	8,774	8,908	△ 133	12,141	12,340	△198
貸借対照表 計上額が			国		債	591	595	△ 3	967	992	△25
取得原価を			地	方	債	_	-	_	-	-	-
超えないもの			社		債	8,182	8,312	△ 129	11,174	11,347	△173
/G/C/G V · O 0/	そ	C	り		他	4,639	4,979	△ 340	17,088	17,676	△588
	小				計	13,543	14,024	△ 481	29,328	30,128	△800
合		計				33,422	33,649	△ 227	47,773	48,165	△392

⁽注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

^{2.}上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

^{3.}市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

^{2.}上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

^{3.}市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	_	_
関連法人等株式	_	_
非上場株式	6	6
組合出資金	_	_
信金中金出資金	628	628
合 計	634	634

(2)金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託

該当ありません。

(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

1.	金利関連取引 ———————	該当ありません。	4.	債券関連取引 —————	該当ありません。
2.	通貨関連取引 ———————	該当ありません。	5.	商品関連取引 ———————	該当ありません。
3.	株式関連取引 ——————	該当ありません。	6.	クレジットデリバティブ取引	該当ありません。

ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		加关硅合	当期増加額	当期源	抑士硅克		
		期首残高	当别培加镇	目的使用	その他	期末残高	
一般貸倒引当金	2020年度	69	73	_	69	73	
一放貝倒り目並	2021年度	73	84	_	73	84	
個別貸倒引当金	2020年度	214	153	42	172	153	
间 別 貝 闵 기 彐 並	2021年度	153	106	10	143	106	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2020年度	283	226	42	241	226	
合計	2021年度	226	191	10	216	191	

へ. 貸出金償却の額

	(単位:千円)
2020年度	3,580
2021年度	15,402

ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金 処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

2022年6月27日開催の第105回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

松川信用金庫

太陽有限責任監査法人 東京事務所

2022年5月26日

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 印 業務執行补員 指定有限責任社員

公認会計士 山 村 幸 也 印

《計算書類等監査》 監査意見 当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、小松川信用金庫の2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すな わち、貸借対照表、掲益計算書及び注記並びにその腎属明細書(以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及 び根益の状況を、全ての重要を点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の 責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容 その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。 コモスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との 間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任 経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、 不正又は誤課による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国におい て一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用の報務の執行を監視することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び選用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 憲監査人は、我が国において一般と企正妥当と認められる監査の基準に伝って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。をらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査無限を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査と関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計との見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計との見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づるとの計算に重要な疑惑を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかとうか結論は、監査報告書しまでに要なないこれのようと、対して、計算書類等の活は事項がに対して、計算書類等の記述事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の決定に事項が、信用金庫法及び同能行規則並びに我が国に当めは議論企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や全計を持定がこに妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかを計価する。
を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や全計を対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見> 剰余金処分案に対する監査意見 当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、小松川信用金庫の2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。 当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分業に対する監査における監査人の責任 監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係 金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 太陽有限責任監査法人による監査とは、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(案) 並びにその附属明細書についてのものであり、本ディスクロージャー誌に対しての監査ではありません。

直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。) 並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2022年6月28日 小松川信用金庫 理事長

6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

<報酬体系のディスクローズについて>

・報酬(所来の) イスノロースについて/ 1.対象役員 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常動理事、常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬】及び19世末とは、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。 (1)報酬体系の概要

【基本報酬】 非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全

しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決 定しております。 【退職慰労金】

【退職慰労金】 退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。 なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主と して次の事項を規程で定めております。 。決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期 (2)2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

					(単位:日万円)
区	分	支	払	総	額
対象役員に対する		7	4		

(注) 1.対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

- 2. 上記の内訳は、「基本報酬」63百万円、「賞与」2百万円、「退職慰労金」
- 9百万円となっております。 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた313金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計

額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
(3)その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものをある件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常動役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をい

- います。 います。 なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。 (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。 2. 「同等観」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額として おります。
 3. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を
 - 受ける者はいませんでした。

```
1918.11.11 (大正7年)
                 「有限責任小松川町信用購買組合」設立
                 東京府南葛飾郡小松川町大字逆井126番地
                 初代組合長 川野 濱吉 就任
1920. 2.21
        (大正9年)
                 東京府南葛飾郡小松川町西小松川74番地に移転
                 東京府南葛飾郡小松川町4丁目4番地に定款変更(耕地整理による地番変更)
        (昭和2年)
1927. 2. 7
                 「有限責任小松川町信用組合」に名称変更(購買事業の廃止に伴う名称変更)
「有限責任小松川信用組合」に名称変更(江戸川区誕生に伴う名称変更)
1932. 2.13
        (昭和7年)
1933. 2.19
        (昭和8年)
        (昭和9年)
1934. 1.30
                 第2代組合長 雨宮 久太郎 就任
1934. 7
        (昭和9年)
                 小松川4丁目29番地に移転
1935.10.28
                 第 3 代組合長 土谷 谷五郎 就任
        (昭和10年)
                 第4代組合長鈴木文太郎就任
1940. 2
        (昭和15年)
1940.12
        (昭和15年)
                 平井1丁目978番地に移転(現・平井3丁目)
1945. 3.10
        (昭和 20 年)
                 東京大空襲により組合事務所罹災
                 鈴木 文太郎組合長宅を仮事務所に
        (昭和 25年)
1950. 2.28
                 「小松川信用組合」に改組(中小企業等協同組合法による改組)
1950. 6.28
        (昭和25年)
                 平井2丁目879番地に移転(平井駅前通り商店街内)
1952. 6. 1
        (昭和27年)
                 平井支店 開店
1952. 9. 4
        (昭和27年)
                 「小松川信用金庫」に改組
                 初代理事長 鈴木 文太郎 就任 (信用金庫法による改組)
1957. 4. 1 (昭和 32年)
                 平井支店新築移転(平井6丁目23番地23号)
1959. 4. 1 (昭和 34 年)
                 本店を現在地(江戸川区平井6-23-23)へ移転
                 (平井支店を本店とし、旧本店を平井支店とする)
菅原橋支店 開店 (江戸川区松本町145番地 現・江戸川区松本1-25-16)
1964.12. 2 (昭和 39年)
1969.12. 6
        (昭和 44 年)
                 平井支店 新築移転 (江戸川区平井4-8-1)
1972.12. 6
        (昭和47年)
                 奥戸支店 開店 (葛飾区奥戸2-41-17)
        (昭和 47年)
                 第2代理事長鈴木秀次郎就任
1972.12.19
1978. 5.29
        (昭和53年)
                 東四つ木支店 開店 (葛飾区東四つ木4-25-12)
        (昭和53年)
                 創立60周年を迎える
1978.11.11
1984.10.17
        (昭和59年)
                 中平井支店 開店(江戸川区平井6-51-18)
                 市川南支店 開店(市川市大和田4-19-2)
1984.12. 3
        (昭和59年)
                 創立70周年を迎える
        (昭和 63 年)
1988.11.11
1989. 2. 7
        (平成元年)
                 鹿骨支店 開店 (江戸川区鹿骨3-16-1)
1989. 5.11
       (平成元年)
                 第3代理事長 横塚 彰彦 就任
                 会長 鈴木 秀次郎 就任
1990.11.14 (平成2年)
                 亀戸支店 開店(江東区亀戸5-44-7)
1991. 6. 7
        (平成3年)
                 営業地区を足立区・松戸市・船橋市に拡張
                 篠崎支店 開店(江戸川区篠崎町6-15-21)
1992.10. 7
        (平成4年)
1995. 5.26
        (平成7年)
                 営業地区を八潮市・三郷市に拡張
1998.11.11
        (平成 10 年)
                 創立80周年を迎える
                 創立80周年記念式典 開催 (明治座)
                 城東地区6信用金庫による業務提携「シグマバンクグループ」発足
2001. 4. 2
        (平成13年)
2002. 3.25
        (平成 14 年)
                 市川南支店移転(市川市平田4-3-4)
        (平成 16 年)
                 第4代理事長羽下博就任
2004. 6.24
                 会長 横塚 彰彦 就任
2008.11.11 (平成 20 年)
                 創立90周年を迎える
                 創立90周年記念式典 開催 (明治座)
2009. 8. 4 (平成 21 年)
                 シグマバンクグループ第1回「ビジネス交流会」開催
2012. 6.22 (平成 24 年)
                 第5代理事長江島貞男就任
                 会長 羽下 博 就任
2016. 6.20 (平成 28 年)
                 第6代理事長 髙橋 桂治 就任
2016.12. 1
                 鶴岡信用金庫(山形県)と連携協定締結
公式キャラクター「こまちゃん」誕生
       (平成 28 年)
        (平成 29 年)
2017.11.11
       (平成 30 年)
                 創立100周年を迎える
2018.11.11
                 創立100周年記念式典 開催(江戸川区総合文化センター)
新シンボルマークの制定
2019. 2.8 (平成31年) 第26回新春講演会を開催(講師:林家三平)
2020. 4.23 (令和 2 年)
                 江戸川区にマスク1万枚を寄贈
```

	2021 (令和3年)	
	6.15	「信用金庫の日(6月15日)」周知活動として清掃活動の実施
	6.17	髙橋理事長が江戸川北法人会会長に就任
こ	6.28	第104回通常総代会を開催
の	7.6	自転車安全利用広報啓発活動への参加
1	7.20、8.12	振込詐欺の未然防止に貢献した当金庫職員が、小松川警察より表彰を受ける
左	11.5	緊急地震速報訓練と連動したBCP訓練の実施
年のあゆみ	11.11	創立103周年を迎える
5		「創立記念日」周知活動として清掃活動の実施
a	12.24	シグマバンクグループ活動の20周年記念事業の一環として、葛飾区へ福祉車両を寄贈
b	2022(令和 4 年)	
み	3.1 ~ 3.31	JR平井駅北口広場での無償PCR検査の実施(土日祝日を除く特定日)
	3.3	江戸川区社会福祉協議会へ非常食を寄付
	3.11	シグマバンクグループ活動の20周年記念事業の一環として、江戸川区へ福祉車両を寄贈
		2021年度優良企業表彰

信用金庫法第89条 (銀行法第21条準用) に基づくディスクロージャーの記載事項

 イ、事薬の記憶・一般の表及び使職名・一16 口、理事及び監事の氏名及び使職名・一16 八、事務所の名称及び所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	二. 金融ADR制度への対応33
 八、事務所の名称及び所在地 17 2、金庫の主要な事業の内容 19 3、金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げる 50 4、直近の事業年度における事業の概況 22 1、直近の多事業年度における主要な事業の状況を示す情優として次に掲げる事項 22 (1)経常収益 (2)経常利益又は経常損失 (3)当期解利益又は当期解損失 (4)出資総額及び出資給口数 (5)延常債権 (3)当期解利益又は当期解損失 (6)総資産額 (6)総資産額 (6)総資産額 (7)預金積金残高 (9)有価証券残高 (9)有価証券残高 (10)単件自己資本比率 (11)出資に対する配当金 (12)議員数 (12)議員数 (12) 要業年度における事業の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項 23 (1)主要な業務の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項 48 (12)議員数 (1) 単位自己資本比率 (11)出資に対する配当金 (12)議員数 (2)金銭の信託 (3)第102条第1項第5号に掲げる取引 48 (2)重要な影響を与えるものとして 20 金銭の信託 (3)第102条第1項第5号に掲げる取引 48 (2) 無対 48 (2) 無対 48 (2) 無対 48 (2) 無対 49 (4) 無対 49 (2) 信用 49 (4) 原子 49 (2) 信用 49 (4) 原子 49 (2) 信用 49 (4) 派生商品取引及び展別決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 44 (4) 派生商品取引及び原則決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 45 (4) 派生商品取引及び原則決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 46 	イ. 事業の組織16	5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に
2. 金庫の主要な事業の内容	口. 理事及び監事の氏名及び役職名16	関する次に掲げる事項34
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げる もの	ハ. 事務所の名称及び所在地17	イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又
て、直近の事業年度における事業の概況 22 て、直近の事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 22 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期純利益又は当期純損失 (4) 出資能額及び出資総和及び計算と (2) 金銭の信託 (3) 第102条第 1 項第 5 号に掲げる取引 47 (7) 預金積金残高 (9) 有価証券(高 (9) 有価証券(高 (9) 有価証券(高 (1) 単体自己資本比率 (11) 出資に対する配当金 (12) 職員数 (2) 金銭の信託 (3) 第102条第 1 項第 5 号に掲げる取引 48 (12) 職員数 (2) 金銭の信託 (3) 第102条第 1 項第 5 号に掲げる取引 48 (12) 職員数 (2) 金銭の信託 (3) 第102条第 1 項第 5 号に掲げる取引 48 (12) 職員数 (2) 金銭の信託 (3) 第 102条第 1 項第 5 号に掲げる取引 48 (12) 職員数 (2) 金銭の信託 (3) 第 102条第 1 項第 5 号に掲げる取引 48 (2) 産債の額 48 (2) 産債の額 48 (2) 産債の額 48 (2) 産債の額 48 (4) 業務利利益、業務利利益、業務利利益、業務利利益、業務利利益、業務利利益、業務利利益、実施 23 (2) 産債の額 49 (4) 非確率 (5) 再次 5 号における事業 4度の 6 の 税 5 年度 の 所 3 の 柱 1 ・ 単体自己資本比率を 5 別 3 の 柱 1 ・ 単体自己資本比率 5 別 3 の 柱 1 ・ 単体自己資本比率 5 別 5 別 5 別 5 別 5 別 5 別 5 別 5 別 5 別 5	2. 金庫の主要な事業の内容19	は損失金処理計算書34
 イ. 直近の事業年度における事業の概況 22 口. 直近の5事業年度における事業の概況 22 口. 直近の5事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 22 (1)経常収益 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ) (2)経常利益又は経常損失 (4) 資出解利益又は当期総損失 (5) 正常債権 (3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ) (5)純資産額 (5)純資産額 (5)純資産額 (5)純資産額 (6)総資産額 (6)総資産金銭高 (6)総資産金銭高 (7)預金債金銭高 (2)金銭の信託 (3)第102条第1項第5号に掲げる取引 47 (7)預金債金残高 (1)単体自己資本比率 (1)出資に対する配当金 (12)職員数 (2)金銭の信託 (3)第102条第1項第5号に掲げる取引 48 (1)主要な業務の状況を示す指標 (2)強度別の額 (4)を重要な影響を与えるものとして 金融庁実管が別に定めるもの 49・利益率 (2)預金に関する指標 (2)施保金人び譲渡性預金平均残高 (3)貸出金等に関する指標 (5)研究表別 (6)を設定を受けている場合にはその旨 48 (6)を選申収支の内限、利朝 安政・支払利息の増減 金融庁実管が別に定めるもの 49・利益率 (2)預金に関する指標 (5)研究表別は関する事項であって、金庫の業務の運営又は 財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁実管が別に定めるもの 49・担当金件と関する指標 (5)産産の方実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱) 1・単体自己資本比率を第出する場合における事業 年度の附示事項 (1)自己資本と平規制の第3の柱) 1・単体自己資本比率を第出する場合における事業 年度の附示事項 (1)自己資本の構成に関する開示事項 42・定量のな開示事項 (1)自己資本の売実度に関する事項 43 (2)億用リスクに関する事項 44 (2)億用リスクに関する事項 44 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 45 	3.金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げる	口. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	もの ······22	び(1)から(4)までに掲げるものの合計額39
(1)経常収益 (2)経常利益又は経常損失 (3)当期純利益又は当期純損失 (4)出資総額及び出資総口数 (5)証常債権 (5)純資産額 (6)総資産額 (6)総資産額 (6)総資産額 (7)預金積金残高 (8)貸出金残高 (10)単体自己資本比率 (11)出資に対する配当金 (12)職員数 (1)直近の2事業年度における事業の状況を示す指 標として別表第一に掲げる事項 ・資金運用収支の内訳、利鞘 ・資金運用収支の内訳、利鞘 ・受取・支払利息の増減 ・ 定金運用収支の内訳、利鞘 ・ 受取・支払利息の増減 ・ 定強強全変に関する指標 ・ 預金債金及び譲渡性預金平均残高 ・ 定期預金残高 (3)貸出金等に関する指標 ・ 資出金で強別内訳、債務保証見返の担保別内訳 ・ 資出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 ・ 預貨率 (2) 信用リスクに関する事項 (4) (3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ) (4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ) (5) 正常債権 (5) 正常債権 (5) 正常債権 (5) 正常債権 (5) 正常債権 (6) 出資本の充実の状況について金融庁長官が別 (こ定める事項・一のこに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ・ (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) 第102条第1 項第5号に掲げる取引 ・ 、 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) 第102条第1 項第5号に掲げる取引 ・ 、 (2) 金銭の信託 (3) 第102条第1 項第5号に掲げる取引 ・ (2) 金銭の信託 (3) 第102条第1 項第5号に掲げる取引 ・ (2) 金銭の行託 (3) 第102条第1 項第5号に掲げる取引 ・ (3) 第102条第1 項第5号に掲げる取引 ・ (4) 資出金費に関する事項 ・ 48 ・ 会観が民に関する場合における事業 ・ 年度の開示事項 ・ 1. 自己資本の表実の状況 (自己資本比率規制の第3の柱) ・ 1. 単体自己資本比率を算出する場合における事業 ・ 年度の開示事項 ・ 1. 自己資本の充実の状況 (自己資本比率規制の第3の柱) ・ 2. 定量的な開示事項 ・ 1. 自己資本の充実度に関する事項 ・ 43 (2. 定量のな開示事項 ・ (1) 自己資本の表実度に関する事項 ・ 43 (2. 定量のな開示事項 ・ 44 ・ (3) 信用リスクに関する事項 ・ 45 (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 ・ 46	イ. 直近の事業年度における事業の概況22	(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
(1)経常収益 (2)経常利益又は経常損失 (3)当期純利益又は当期純損失 (4)出資総額及び出資総口数 (左)総資産額 (6)総資産額 (6)総資産額 (6)総資産額 (7)預金積金残高 (8)貸出金残高 (9)有価証券残高 (10)単体自己資本比率 (11)出資に対する配当金 (12)職員数 (1)重近の2事業年度における事業の状況を示す指標 (表)業務利益、業務純益 (資産産産用収支の内訳、利剤 ・受取・支払利息の増減 ・受取・支払利息の増減 ・受取・支払利息の増減 ・定の表売に関する指標 ・預金積金及び譲渡性預金平均残高 ・定期預金残高 (3)貸出金等に関する指標 ・賃出金年内残高 ・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 ・資出金使途別残高 ・貸出金を強別残高 ・貸出金を強別残高 ・貸出金を強別残高 ・貸出金を強別残高 ・貸出金を機別残高 ・貸出金を強別残高 ・買出金を強別残高 ・貸出金を強別残高 ・貸出金を強別残高 ・買出金を強別残高 ・貸出金を強別残高 ・買出金を強別残高 ・買出金を被別残高 ・別名を表するものとして ・金融庁長官が別に定めるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	口. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を	(2)危険債権
(2)経常利益又は経常損失 (3)当期純利益又は当期純損失 (4)出資総額及び出資総口数 (5)純資産額 (6)総資産額 (6)総資産額 (7)預金積金残高 (9)有価証券残高 (9)有価証券残高 (10)単体自己資本比率 (11)出資に対する配当金 (12)職員数 (12)職員数 (13)難ります。日間である取得価額又は契約価額、時価及び評価損益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	示す指標として次に掲げる事項22	(3)三月以上延滞債権(貸出金のみ)
(3)当期純利益又は当期純損失 (4)出資総額及び出資総口数 (5)純資産額 (6)総資産額 (6)総資産額 (7)預金積金残高 (9)有価証券残高 (10)単体自己資本比率 (11)出資に対する配当金 (12)職員数 (12)職員数 (13)当期・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・	(1)経常収益	(4)貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
(4) 出資総額及び出資総口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (6) 総資産額 (7) 預金積金残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 出資に対する配当金 (12) 職員負数 ハ 直近の2 事業年度における事業の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項 ・ 業務組利益、業務純益・ 資金運用収支の内訳、利鞘・ 受取・支払利息の増減 ・ 利益率 (2) 預金に関する指標・ で買出金残高 (3) 貸出金等に関する指標・ で買出金残高 (3) 貸出金等に関する指標・ 「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱) ・ 理出金等に関する指標・ 「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱) ・ 理出金等に関する指標・ 「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱) ・ 単体自己資本比率を算出する場合における事業 年度の開示事項 (3) 貸出金等に関する指標・ 「自己資本の充実度に関する事項・ 42 2. 定量的な開示事項 (1) 自己資本の充実度に関する事項・ 42 (2) 信用リスクに関する事項・ 43 (2) 信用リスクに関する事項・ 45 (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項・ 46	(2)経常利益又は経常損失	(5)正常債権
(5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 預金積金残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 出資に対する配当金 (12) 職員数 ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項 ・ 業務租利益、業務純益 ・ 資金運用収支の内訳、利鞘 ・ 現金積金及び譲渡性預金平均残高 ・ 定期預金残高 (2) 預金機会及び譲渡性預金平均残高 ・ 資出金等に関する指標 ・ 環出金等に関する指標 ・ 環出金等に関する指標 ・ 環出金等に関する指標 ・ 資出金等に関する指標 ・ 資出金等に関する事項 (3) 貸出金等に関する事項 (3) 貸出金等に関する事項 (3) 貸出金等に関する事項 (4) ※生商品取引及び長期決済期間取引の ・ 預貨率 ・ 取引相手のリスクに関する事項 (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の	(3)当期純利益又は当期純損失	ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別
(6)総資産額	(4)出資総額及び出資総口数	に定める事項
(7)預金積金残高 (8)貸出金残高 (9)有価証券残高 (10)単体自己資本比率 (11)出資に対する配当金 (12)職員数 ハ直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第ーに掲げる事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(5)純資産額	二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
(8)貸出金残高 (9)有価証券残高 (10)単体自己資本比率 (11)出資に対する配当金 (12)職員数 ハ直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(6)総資産額	時価及び評価損益47
(9)有価証券残高 (10)単体自己資本比率 (11)出資に対する配当金 (12)職員数 ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(7)預金積金残高	(1)有価証券
(10)単体自己資本比率	(8)貸出金残高	(2)金銭の信託
(11)出資に対する配当金 (12)職員数 ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	(9)有価証券残高	(3)第102条第1項第5号に掲げる取引
(12)職員数	(10) 単体自己資本比率	ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額48
(12)職員数	(11)出資に対する配当金	へ. 貸出金償却の額48
標として別表第一に掲げる事項	(12)職員数	
標として別表第一に掲げる事項	ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指	
 業務組利益、業務純益 資金運用収支の内訳、利鞘 受取・支払利息の増減 利益率 (2)預金に関する指標 (2)預金に関する指標 方面積金及び譲渡性預金平均残高 定期預金残高 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (4)直己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱) (5) 上 単体自己資本比率を算出する場合における事業 年度の開示事項 (1)自己資本の構成に関する開示事項 (2)定量的な開示事項 (3)信用リスクに関する事項 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 	標として別表第一に掲げる事項23	
 業務組利益、業務純益 資金運用収支の内訳、利鞘 受取・支払利息の増減 利益率 (2)預金に関する指標 (2)預金に関する指標 方面積金及び譲渡性預金平均残高 定期預金残高 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (3)貸出金等に関する指標 (4)直己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱) (5) 上 単体自己資本比率を算出する場合における事業 年度の開示事項 (1)自己資本の構成に関する開示事項 (2)定量的な開示事項 (3)信用リスクに関する事項 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 	(1)主要な業務の状況を示す指標	受けている場合にはその旨48
・資金運用収支の内訳、利鞘 財産の状況に重要な影響を与えるものとして ・受取・支払利息の増減 金融庁長官が別に定めるもの 49 ・利益率 「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱) ・預金積金及び譲渡性預金平均残高 1.単体自己資本比率を算出する場合における事業 ・定期預金残高 年度の開示事項 (3)貸出金等に関する指標 1.自己資本の構成に関する開示事項 42 ・貸出金水均残高 2.定量的な開示事項 42 ・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 (1)自己資本の充実度に関する事項 43 ・貸出金使途別残高 (3)信用リスクに関する事項 44 ・貸出金業種別内訳 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 46		
・ 受取・支払利息の増減 金融庁長官が別に定めるもの 49 ・ 利益率 (2)預金に関する指標 「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱) ・ 預金積金及び譲渡性預金平均残高 1.単体自己資本比率を算出する場合における事業 ・ 定期預金残高 年度の開示事項 (3)貸出金等に関する指標 1.自己資本の構成に関する開示事項 42 ・ 貸出金平均残高 2.定量的な開示事項 42 ・ 貸出金残高 (1)自己資本の充実度に関する事項 43 ・ 貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 (2)信用リスクに関する事項 45 ・ 貸出金業種別内訳 (3)信用リスクに関する事項 45 ・ 貸出金業種別内訳 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 46		財産の状況に重要な影響を与えるものとして
(2)預金に関する指標 「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱) ・預金積金及び譲渡性預金平均残高 1.単体自己資本比率を算出する場合における事業 ・定期預金残高 年度の開示事項 (3)貸出金等に関する指標 1.自己資本の構成に関する開示事項 42 ・貸出金平均残高 (1)自己資本の充実をに関する事項 43 ・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 (2)信用リスクに関する事項 44 ・貸出金業種別内訳 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の 収引相手のリスクに関する事項 46	・受取・支払利息の増減	
・預金積金及び譲渡性預金平均残高 1.単体自己資本比率を算出する場合における事業 年度の開示事項 (3)貸出金等に関する指標 1.自己資本の構成に関する開示事項 42 ・貸出金平均残高 2.定量的な開示事項 ・貸出金残高 (1)自己資本の充実度に関する事項 43 ・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 (2)信用リスクに関する事項 44 ・貸出金業種別内訳 (3)信用リスク削減手法に関する事項 45 ・貸出金業種別内訳 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の ・預貸率 取引相手のリスクに関する事項 46	・利益率	
・定期預金残高 年度の開示事項 (3)貸出金等に関する指標 1.自己資本の構成に関する開示事項 42 ・貸出金平均残高 2.定量的な開示事項 43 ・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 (2)信用リスクに関する事項 44 ・貸出金使途別残高 (3)信用リスク削減手法に関する事項 45 ・貸出金業種別内訳 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 46	(2)預金に関する指標	「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱)
(3)貸出金等に関する指標 1.自己資本の構成に関する開示事項 42 ・貸出金平均残高 2.定量的な開示事項 ・貸出金残高 (1)自己資本の充実度に関する事項 43 ・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 (2)信用リスクに関する事項 44 ・貸出金使途別残高 (3)信用リスク削減手法に関する事項 45 ・貸出金業種別内訳 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 46	預金積金及び譲渡性預金平均残高	I.単体自己資本比率を算出する場合における事業
・貸出金平均残高 2.定量的な開示事項 ・貸出金残高 (1)自己資本の充実度に関する事項 43 ・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 (2)信用リスクに関する事項 44 ・貸出金業種別内訳 (3)信用リスク削減手法に関する事項 45 ・貸出金業種別内訳 (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の ・預貸率 取引相手のリスクに関する事項 46	・定期預金残高	年度の開示事項
・貸出金残高(1)自己資本の充実度に関する事項43・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳(2)信用リスクに関する事項44・貸出金使途別残高(3)信用リスク削減手法に関する事項45・貸出金業種別内訳(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の・預貸率取引相手のリスクに関する事項46	(3)貸出金等に関する指標	1.自己資本の構成に関する開示事項42
・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳(2)信用リスクに関する事項44・貸出金使途別残高(3)信用リスク削減手法に関する事項45・貸出金業種別内訳(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の・預貸率取引相手のリスクに関する事項46	・貸出金平均残高	2. 定量的な開示事項
・貸出金使途別残高(3)信用リスク削減手法に関する事項45・貸出金業種別内訳(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の・預貸率取引相手のリスクに関する事項46	・貸出金残高	(1)自己資本の充実度に関する事項43
・貸出金業種別内訳(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の・預貸率取引相手のリスクに関する事項46	・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳	(2)信用リスクに関する事項44
・預貸率 取引相手のリスクに関する事項 ·······46	・貸出金使途別残高	(3)信用リスク削減手法に関する事項45
THE TAX TO SEE THE TA	・貸出金業種別内訳	(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の
	・預貸率	取引相手のリスクに関する事項46
(4)有恤訨券に関する指標 (5)証券化エクスボージャーに関する事項46	(4)有価証券に関する指標	(5)証券化エクスポージャーに関する事項46
・商品有価証券平均残高 (6)出資等エクスポージャーに関する事項46	・商品有価証券平均残高	(6)出資等エクスポージャーに関する事項46
・有価証券の種類別の残存期間別の残高 (7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	・有価証券の種類別の残存期間別の残高	(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
・有価証券平均残高 エクスポージャーに関する事項 ··········46		エクスポージャーに関する事項46
預証率 (8)金利リスクに関する事項 ·············46	・預証率	(8)金利リスクに関する事項46
4.金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項		
イ. リスク管理の体制28		
口. 法令遵守の体制29		
ハ.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のため		
の取組の状況29	の取組の状況29	

